

LIBRA

2021年 5 月号

〈特集〉

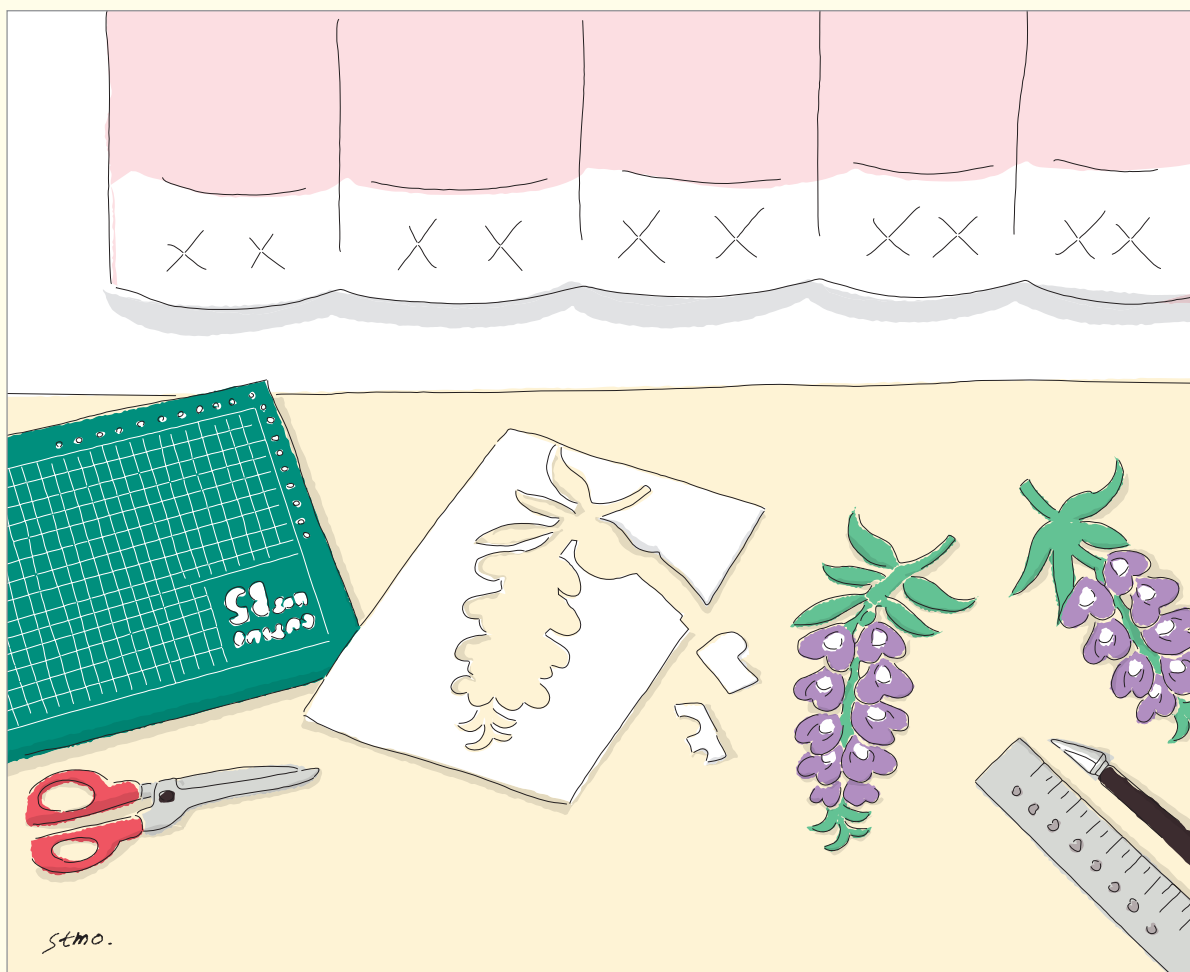
いじめ問題 —「子どもの最善の利益」のために—

〈インタビュー〉

映画監督・脚本家 濱口 竜介さん

〈新連載〉

多摩支部ってどんなところ？





新国立競技場へ

青空の下，新しい国立競技場に行ってきました。
無事に五輪が開催されることを祈ります。

会員 千葉 陽平 (66 期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2021年5月号

特集

02 いじめ問題—「子どもの最善の利益」のために—

はじめに 橋詰 穰

第1 いじめ問題の現状

1 問題行動調査 福盛 章子

2 「子どもの人権110番」の相談状況 木野本 瑛利子

第2 いじめ防止対策推進法の概要 丸田 憲和・岩堀 裕

第3 いじめケースの相談受任から解決まで

1 相談受任する際のポイント 高辻 庸子・大島 直也

2 いじめと民事訴訟 小久保 真夕

第4 重大事態調査への関与 武藤 暁

第5 いじめ予防授業の紹介 朝妻 理恵子

第6 スクールロイヤーとしての視点 加藤 昌子・原口 暁美

もがれた翼パート26「素数とくろみ」 工藤 寛泰

インタビュー

20 映画監督・脚本家 濱口竜介さん

ニュース&トピックス

19 講演会「入れ墨施術と医療行為」報告

新連載

30 多摩支部ってどんなところ？

第1回 多摩支部ってどんなところ？ 小松 雅彦

連載等

24 常議員会報告（2020年度 第11回／第3回臨時）

26 臨時総会報告（2020年度 第3回）

28 今、憲法問題を語る

第111回 改憲手続法改正の動きはどうなっている？ 中本 源太郎

29 新型コロナウイルスのもとで～わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています～

vol.8 4人の息子たちと妻とのアットホームな日々 竹澤 克己

32 もっと知ろうよ！オキナワ！

第30回 「警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法住民訴訟」について 船尾 遼

34 近時の労働判例

第94回 最一小判令和2年10月15日（日本郵便 東京・大阪・佐賀事件） 布施 拓也

36 わたしの修習時代：思い出だけど思い出じゃない、実務修習 38期 江川 清

37 72期リレーエッセイ：「伝える」ちから 佐護 絵莉子

38 お薦めの一冊：『図説 判決原本の遺産』 光前 幸一

39 コーヒーブレイク：aiko —私のホーム 上村 昌平

40 会長声明

46 インフォメーション

いじめ問題

—「子どもの最善の利益」のために—

2013年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、近年、子どものいじめ及び関連する問題についてさまざまな立場から弁護士が関与する機会が増えています。

子どもは、家族や友人や学校に相談できずに抱え込むことも多く、解決への一助としてなにかができるのか、なにが子どもの最善なのか。

この度、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の皆様に、相談から受任とその後、そして子どもの意思を尊重した向き合い方などについて、大変充実した内容の執筆をいただきました。身近な問題として会員の皆様にご一読いただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子

CONTENTS

はじめに	2 頁
第1 いじめ問題の現状	
1 問題行動調査	3 頁
2 「子どもの人権110番」の相談状況	4 頁
第2 いじめ防止対策推進法の概要	5 頁
第3 いじめケースの相談受任から解決まで	
1 相談受任する際のポイント	8 頁
2 いじめと民事訴訟	10 頁
第4 重大事態調査への関与	12 頁
第5 いじめ予防授業の紹介	14 頁
第6 スクールロイヤーとしての視点	15 頁
もがれた翼パート26「素数とくるみ」	18 頁

はじめに

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 橋詰 穰 (58 期)

いじめが深刻な人権侵害として初めて社会の耳目を大きく集めたのは、1986年に起きた中野富士見中学校のいじめ自死事件である。以降もいじめによる痛ましい事件は後を絶たず、いじめ問題は長く社会問題として認識され、2011年に起きた大津市のいじめ自死事件が契機となっていじめ防止対策推進法が2013年6月に成立するに至った。

法施行後は、多くの自治体や学校でいじめ防止基本方針が定められるとともにいじめ問題対策委員会等の第三者委員会が設置され、自死事案等の重大事態発生時に実施される調査では弁護士が重要な役割を果たしている。また、法が採用した「いじめ」の広範な定義は、従来見逃されてきたいじめを広く捕捉する積極的機能を果たす一方で、必ずしも強い指導や懲戒になじまない子どもの人間関係まで「いじめ」

概念に含まれることでの混乱ももたらしている。加えて最近新設されたスクールロイヤーの制度の背景としては「いじめ」問題やこれに起因する保護者と学校のトラブルなどもその一要因として指摘されており、この制度の中での新たな関わり方も模索されている。法施行から8年を迎え、いじめに対する社会の意識が高まる中で、いじめ問題に弁護士の関わりが求められる場は多面化かつ多様化しているといえる。

この現状を踏まえ、子どもの人権と少年法に関する特別委員会では、いじめの問題をテーマに特集を組んだ。いじめ防止対策推進法施行下でのいじめ問題の現状や基本的な知識のほか、相談や事件を受ける場合の視点、いじめ重大事態調査の制度やスクールロイヤー制度での弁護士の関わり等の子どもの最善の利益を基本視点とした取り組み等について紹介する。

第1 いじめ問題の現状

1 問題行動調査

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 福盛 章子 (66期)



文部科学省は、児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図ることを目的に、毎年度、全国の国公立小・中・高等学校等を対象に、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について調査を行っている（以下「問題行動調査」という）。

本稿では、文部科学省が、2020年10月22日に公表した「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省ウェブサイト https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_00351.html）から、特にいじめに関する調査結果の要点を紹介する。

1 令和元年度問題行動調査におけるいじめの認知件数等について

(1) いじめの認知件数といじめの態様

全国の国公立小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は61万2496件（前年度54万3993件）であり、児童生徒1000人当たりの認知件数は46.5件（前年度40.9件）であった。

認知のあったいじめのうち、態様として最も多かったのは「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（構成比61.9%。なお構成比は複数回答による）であり、そのほか「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」（構成比21.4%）、「仲間はずれ、集団による無視をされる」（構成比13.7%）が続いて多い。また「パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」態様のいじめは過去最多の認知件数（1万7924件）となっており、SNS上でのいじめが増加傾向にある。

(2) いじめによる不登校の認知件数

全国の国公立の小学校・中学校における不登校

児童生徒数は18万1272人であった。そのうち不登校の主たる要因に「いじめ」と回答があったのは563件、主たるもの以外にも当てはまるものに「いじめ」と回答があったのは395件であった。

全国の国公立の高等学校における不登校生徒数は5万100人であった。そのうち不登校の主たる要因に「いじめ」と回答があったのは132件、主たるもの以外にも当てはまるものに「いじめ」と回答があったのは26件であった。

(3) いじめによる自殺の認知件数

全国の国公立の小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒は317人であった。そのうち自殺した児童が置かれていた状況として「いじめの問題」があった児童生徒は10人（前年度9人）で、小学校在籍の児童は2人、中学校在籍の生徒は7人、高等学校在籍の生徒は1人であった。

2 令和元年度はいじめに関する問題行動調査の分析について

令和元年度はいじめの認知件数（61万2496件）は過去最多となっており、特に小学校におけるいじめの認知件数は、5年前と比較すると約4倍に増加している。

いじめの認知件数は過去6年連続で最多を更新しているが、その背景には2013年にいじめ防止対策推進法が施行したことの影響が指摘されている。同法施行後、文部科学省は各都道府県教育委員会に対し、いじめの認知を徹底するよう再三求めており、学校が初期段階の対応を強化するために以前なら見過ごされていたいじめを積極的に把握するようになったことが認知件数の増加に影響した側面がある。

第1 いじめ問題の現状

2 「子どもの人権110番」の相談状況

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 木野本 瑛利子 (72 期)



1 相談内容

東京弁護士会の「子どもの人権110番」には、いじめに関する相談が多く寄せられている（詳細について後述）。まずは相談内容について簡単に紹介する。

(1) 保護者（被害者側）からの相談

最も多く寄せられるのは、いじめの被害を受けた児童生徒の保護者からの相談であるが、中でも多いのが、学校の対応に納得がいかないというもので、具体的には「いじめを訴えても調査を十分にしてもらえない」「加害者にもっと厳しく対応してほしいが要求できるか」「学校がいじめ対応をしたが解決しない」などといった内容のものである。

また、学校や加害者側に対して、損害賠償請求をしたい（することが可能か）という相談も見られる。

(2) 被害者本人からの相談

被害者が中学生以上の場合、本人が電話をかけてくるケースも少なくない。この場合、いじめを受けていることを両親や教師など周りの大人に話すことができている（「親や教師に相談するとかえっていじめがひどくなる」「親との関係が悪く、話ができない」「服を脱がされるなどのいじめがあり、恥ずかしくて話したくない」など）ことが多い。具体的な解決策を求めているというよりは、まずは誰かに聞いてほしい、というものである。

(3) 加害者側からの相談

件数としては被害者側よりも少ないが、いじめの「加害者」とされた側からの相談も見られ、「いじめには関与していない（のに加害者とされている）」「いじめへの関与度合いに対して学校の処分が重すぎる」などの相談が典型的である。

(4) いじめの内容

相談されるいじめの内容については、無視やからかい、暴言を吐かれる、暴力を振るわれる、服を脱がされる（その上で動画や写真を撮られる場合もある）、物を隠されるなどのほか、中高生以上ではSNSでの誹謗中傷等も多くなっている。

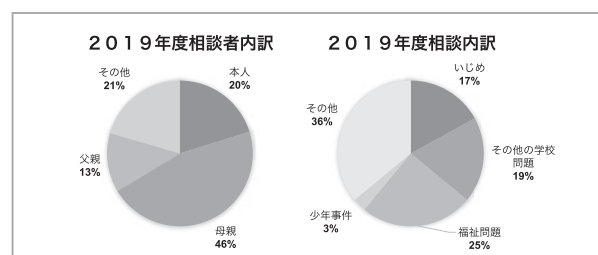
2 相談件数

次に、「子どもの人権110番」における、いじめに関する電話相談件数について紹介する。

過去5年間（2015年度～2019年度）の電話相談のうち、「いじめ」及び「いじめによる不登校」についての相談件数（括弧内は電話相談の総件数）は2015年度から順に234件（1222件）、166件（1116件）、192件（1186件）、244件（1376件）、225件（1303件）となっている。全体の相談件数に占める割合では19.1%、14.9%、16.2%、17.3%、19.6%（いずれも小数点第2位以下四捨五入）で推移している。

2020年度については、本稿執筆時点で集計がなされている12月までのデータとなるが、いじめに関する相談件数は98件（総相談件数810件）で、全体に占める割合は約12.1%となっている。

なお、2020年度は新型コロナウイルスの影響により、緊急事態宣言発出直後の4月8日から同月12日までは電話相談を中止していたが、同月13日以降は昼間の相談を再開し、夜間・土曜の相談についても試験的に再開した時期を挟み、7月2日から本格再開した。



第2 いじめ防止対策推進法の概要

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 丸田 憲和 (64 期)
委員 岩堀 裕 (72 期)



丸田 憲和

岩堀 裕

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）は、2011年に滋賀県大津市で起きたいじめ自死事件等を契機に、2013年6月に議員立法として成立し、同年9月に施行された。本稿では、学校現場におけるいじめ対策において重要な役割を担う法の概要について解説する。

1 いじめの定義とその課題

(1) いじめの定義

法2条1項は、いじめを、「児童等に対して、／当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う／心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、／当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

この定義は、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること、
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること、
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと、
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること、

という4つの要件で構成されている。①～③が広範な内容であることから、ほぼ④「苦痛」により成り立っている定義とも言いえるものである。加えて、「苦痛」とは主観的な要素を多分に含むものであるから、結果として非常に幅広い行為が「いじめ」の定義に当てはまることになる。

この定義には、かつての文部科学省のいじめの定義に含まれていた「自分よりも弱い者に対して一方的

に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」といった要件は含まれていないことに留意が必要である。

このような広範ないじめの定義の背景には、過去、教員等周囲の大人がいじめの認知に消極的な態度を取った場合において、いじめの見逃しが生じ、適時に適切な対応がとれず、自殺等の重大な事態に至ったケースがあったことへの反省がある。

(2) 現場の抱える課題

法のいじめの定義を踏まえれば、「社会通念上のいじめ」とは乖離した行為、例えば、「ごく初期段階のいじめ」や「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」もこれに該当することになる。

そのため、法の定義に対しては、通常、いじめの認定は否定的な評価を伴うことから、広いいじめの定義のもとかえって学校の恣意的な解釈を許し情報共有が適切に行われなくなる、保護者が学校側に対して厳しい対処を求める事例があるといった課題の指摘がある（日弁連『いじめ防止対策推進法「3年後見直し」に関する意見書』2頁・3頁参照）。

しかし、いじめは、多くの場合、児童生徒の間で「極めて見えにくい形で」発現することが多い。このようないじめ把握の困難さや、いじめの見逃しが生じてきたことへの反省が本定義の背景にあることに照らせば、児童生徒間の問題を漏れなく早期に発見し、迅速かつ適切な対応を行う契機として、法のいじめの定義は限定解釈することなく捉えるべきである。

(3) 課題への対応：「社会通念上のいじめ」と「法のいじめ」の峻別

広いいじめの定義がもたらす現場の混乱への対応については、否定的な評価を伴う「社会通念上のいじめ」と、問題発見の契機となる「法律（法）上のいじめ」

を区別して、法のいじめの定義が機能する場面やその意味（効果）を正確に理解することが重要である。加えて、両者の違いや意味を、保護者や教師に丁寧に説明することで、関係者へ理解を求めていくことが必要である。

まず、法のいじめの定義は、（社会通念上のいじめとは異なり）幅広い行為を対象とすることから、法のいじめに該当することが、損害賠償責任等の法的責任に直ちに結びつく訳ではない点に留意が必要である。

次に、法において、いじめが確認された場合の措置（23条3項）については「指導」等が定められているが、その具体的な措置内容については現場の教師や学校に教育専門機関としての広い裁量が認められる。そのため、いじめの内容に応じ、単に叱りつけることに限らず、丁寧に話を聞き、相手方の気持ちを理解させるといったことも含め、一定の柔軟な対応が許される。

例えば、前述の「好意から行ったが意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった」ケースにおいては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である（文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「基本方針」という）5頁）。

また、23条4項に規定されている、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるようにする「必要な措置」についても同様である。仮に、学校が、いじめられた側の児童生徒の保護者から、法に基づき厳しい措置等を求められた場合であっても、スクールロイヤー等の助言も踏まえ、法律を踏まえた上で、教育的知見及び裁量を用いて、当該事案にとって適切な対応を検討することが考えられる。

2 法の主要条文の解説

以下、法のいじめ対策に関する主要条文を解説する。

なお、いじめ対策に関しては、法のほか、法11条に基づき文部科学大臣が定める上記基本方針（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm）などを参照されたい。

(1) 学校いじめ対策組織の必置（22条）

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される「いじめ防止等の対策のための組織」を置くことされている（22条）。

現場において、いじめの認知及び対応を適切に行うためには、個々の教員が問題を抱え込まず、上記組織を活用し、一定の方針のもと組織的に対応していくこと及びそれができる環境を整備することが重要である。

なお、組織の置き方やその詳細については、同条の趣旨や上記基本方針等を踏まえた上で、各学校で検討すべきこととなる。同条の規定する組織であるためには、当該組織に、いじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた実効的な機能を持たせ、かつ、そのことを児童生徒が容易に認識できるようにすることが必須となる。

(2) いじめ事案に対する対応（23条）

いじめ事案に対して関係者が講じるべき措置については23条が定める。なお、同条は、いじめ事案に対する一般的な措置を規定したものであり、後述の重大事態が発生した場合には、さらに28条による措置が予定されている。

ア 通報その他適切な措置を講じる義務（1項）

教職員、地方公共団体の職員、いじめの相談を受ける者、及び保護者は、児童生徒からいじめに関する相談を受けた場合の通報その他適切な措置を講じる。本項の義務が生じるのは、「いじめの事実があると思われるとき」であり、いじめの確証を得る必要はない。また、「通報」は例示であり、事案に応じて通報のみならず「その他適切な措置」で対応することもできる。

イ 確認・報告義務（2項）

学校は、前記アの通報を受けた場合に限らず、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、自らいじめの事実の確認を行うための措置を講じ、その結果を設置者に報告しなければならない。

ウ 被害児童生徒・保護者への支援及び加害児童生徒への指導、保護者に助言をすべき義務（3項）

学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対して支援を行い、他方、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。これらの「支援」「指導」「助言」は、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ行うとされている。

エ その他の措置

以上に加え、学校のとるべき措置として、いじめを受けた児童生徒等が安心して教育を受けられるように措置を講ずる義務（4項）、いじめに係る情報を保護者と共有するための措置（5項）、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときの警察との連携（6項）が定められている。

なお、4項のいわゆる「別室学習」は例示であり、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒双方への教育を受ける権利の配慮が必要である。

（3）重大事態への対処（28条）

法は、①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるケース（重大被害事案）や、②いじめにより児童生徒が相当期間の欠席を余儀なくされている疑いがあるケース（不登校事案）を、「重大事態」としている（28条1項）。

重大事態が発生した場合、学校設置者又は学校は速やかに組織を設けて調査を行い（同項）、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供を行う必要がある（2項）。重大事態調査についての説明は本特集の第4「重大事態調査への関与」に譲る。

3 法の見直しに関する動き

法の附則2条1項は、施行後3年を目途として検討を加え、必要な措置を講じることを定める。しかし、これまで法改正は行われておらず、2017年3月に基本方針が改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたにとどまる。

法は議員立法であるところ、仮に法改正を行うのであれば改正も同じく議員立法の手続きによることになると思われる。

国会では超党派の「いじめ防止対策推進法に関する勉強会」（座長・馳浩元文部科学大臣）が法改正に向けた議論を行っており、2018年末に、法に基づく対応を取らなかった教員に対する懲戒規定や、各学校でいじめ対応の中核を担う「いじめ対策主任」の設置などを盛り込んだ「条文イメージ」がまとめられた。しかし、現場を萎縮させる等の慎重意見もあり、2019年4月に公表された「座長試案」ではこれらの規定が削除されている。そのため、いじめ被害者家族から反対する意見が上がるなど、法改正に向けた議論はいまだ成案を得るに至っていない（各改正案の内容については、大津市「いじめ防止対策推進法に係る改正案の比較について」<https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/225/tenpusiryohikaku.pdf>参照）。

【法に基づき設置される、いじめ防止対策を担う組織】

	主体	組織（下線は必須）	役割等	根拠条文
平時から設置	地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	- いじめ防止関係機関・団体の連携を図るため条例により設置。 - 学校・教育委・児相・法務局・警察等で構成。	14条1項
		教育委員会の附属機関	教育委員会と上記連絡協議会との連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に行うため設置。	14条3項
	学校	学校いじめ対策組織	- 学校におけるいじめ防止対策を実効的に行うため設置。 - 複数の教職員、心理・福祉等の専門知識を有する者等により構成。	22条
重大事態発生時	学校設置者又は学校	重大事態の調査組織	重大事態（本文2(3)参照）に対処し、同種事態の発生防止に資するため、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。	28条1項
	首長	重大事態の再調査を行う首長の附属機関	重大事態調査の報告を受けた首長が必要と認めるとき、再調査を行うために設置（附属機関設置以外の方法による再調査も可）。	30条2項 31条2項

（出典）基本方針の別添1をもとに筆者ら作成

第3 いじめケースの相談受任から解決まで

1 相談受任する際のポイント

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 高辻 庸子 (54 期)
委員 大島 直也 (72 期)



高辻庸子

大島直也

1 着眼点

子どもの相談を受けるにあたって一番大切なことは、子どもの気持ちに寄り添いながら、子どもに自信を持たせ（自己肯定感）、子ども自身の意思で問題を解決できるように導くことである（エンパワメント、子どもの意見表明権の尊重の視点）。子どもは、自分自身の力で問題を解決できてこそ、その後の人生を、主体性をもって前向きに生きていくことができる。

いじめの相談を受ける場合にもこの視点は重要である。いじめを受けた子どもは、自尊心を傷つけられ、現実からどのようにして抜け出したらいいかわからずに、悩み苦しんでいる。そのような状態を脱するには、子ども本人が自分の意思で考え、進むべき道を自ら選択することが必要である。また、いじめをした子どもも、自分のした行為と真摯に向き合い、心から反省し、自分の意思で相手に謝罪ができてこそ、新たな一歩が踏み出せる。

いじめの問題に関わる弁護士の役割は、傷ついた子どもの心に寄り添いながら、常に子どもの意向を確認・把握し、子どもが自分の意思を表明できるように環境を調整していくことであり、それこそが重大な使命といえる。

2 被害者側からの相談

(1) いじめ被害を受けた子どもからの相談

いじめを受けた子どもは、いじめを受けている事実を教師や親に知られたくない、親や教師に相談してもまともに取り合ってもらえないなど様々な理由で誰にも相談できずにいることが多い。そのような中、いじめを受けた子どもが弁護士に望むことは、とにかく自分の身に起きた辛い出来事を知ってほしいということと、いじめによって自分が受けた心の痛みに共感し、受け止

めてほしいということである。子どもの話を聴く際には、このような心情を理解した上で、じっくりと耳を傾け、否定的な評価を交えることなく、受容的な態度で臨むべきである。その上で、いじめは、どのような理由にせよ、いじめられた側に非はないという絶対的な姿勢・評価を示すことが重要である。いじめを受けた子どもにとって、弁護士から自分は悪くないと評価されることは、大きな安心感となり、自己肯定感につながる。

(2) 保護者からの相談

保護者から相談を受ける場合、特に気を付けなければならないのは、保護者の意向が子どもの意向に反していないかという点である。例えば、保護者としては、いじめに対する学校の対応が不満で、加害をした子どもに対する厳しい対応を望んでいたとしても、子ども自身は、学校とこれ以上争いたくなく、加害をした子どもとも穏便に解決したいと思っている場合がある。また、子どもが保護者にいじめ被害を申告している場合でも、本来的な悩みはいじめとは別のこと（例えば家庭環境や定期試験などの勉強面）にある場合も考えられる。

このような場合に、子どもの気持ちを確認せず、あるいは表面的な言葉だけを理由に、保護者の意向に沿った助言や活動（学校や加害をした子どもに慰謝料請求する等）をすると、結果的に子どもの望む解決にならず、子どもに更なる精神的負担をかけるおそれがある。弁護士としては、できる限り子どもの意向を直接確認・検討し、その結果、保護者と子どもの意向が食い違う場合には、その間の調整を図るべきである。

3 加害者側からの相談

最近では、いじめの加害者側からの相談も多く、内容としては、「いじめに関与していない」、「関与の度合

いからして学校の処分が重すぎる」といったものが典型的である。いじめの調査から処分が決定されるまでの過程で子どもの人権への配慮が不可欠であることはいうまでもなく、いじめを行った子どもに対する指導に教育的配慮が必要なことも当然である。事実関係の調査がずさんな状態で、過大な処分が下されるようなことがあってはならない。相談に当たっては、できる限り、子ども本人から、事実関係及び学校での聞き取りの状況について聴取する必要がある。もっとも、いじめを行ったとされる子どもは保護者の叱責をおそれて真実を話せずにいる場合もあるため、その場合には、親に離席してもらおう等して、個別に話を聴くことが望ましい。

4 子どもにとっての解決を導く道筋

(1) 被害者側の代理人活動

子どもが学校に登校することを望んでいる場合、子どもが学校生活を送る上での環境調整を主眼として、学校と交渉する。学校に対しては、いじめの調査と実態の解明を要請するとともに、状況に応じて、加害生徒への指導、適切なクラス替え、副担任や補助教員の常駐、スクールカウンセラー等による継続的な精神的サポートといった対応を求めていく。

いじめを受けた子どもが登校できない状況にある場合、学校代替機関の利用も検討する。多くの自治体が不登校の子の居場所となる適応指導教室を設けて

おり、民間のフリースクールもあるので、本人と保護者に情報提供し、検討を促す。

子どもが転校を希望する場合には、学校や教育委員会に対応を求める（文部科学省の通知*1で「いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられる」とされている）。転校した上で、学校や加害児童に責任追及を行うことも考えられる。

学校との交渉が奏功しない場合には民事訴訟等の手段も考えられる。これについては次の記事「2 いじめと民事訴訟」を参照されたい。

(2) 加害者側の代理人活動

加害者側の代理人としては、いじめの調査がなされる段階から子どもの人権への配慮がなされているかどうか監視し、いじめに関する事実認定に誤りがあれば正し、学校の処分や指導が行き過ぎていれば是正するといった活動をする。

いじめの加害をした子どもは、その子自身が家庭や学校において様々な問題や深刻なストレスを抱えていることが多い。いじめの問題は、これらの事情を理解し、その心情に寄り添うことなくしては、真の解決に至らない。弁護士としては、いじめの加害をした子どもの心情に寄り添い、複雑に絡まった環境の調整を試みつつ、本人に自分の行為と向き合わせ、それが被害者の心にどのような傷を与えたか想像させ、心からの反省と相手方への謝罪を促す活動をすべきである。

*1：「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日付元文科初第698号

information
お知らせ

「子どもの権利プラクティス」のご案内

子どもの人権と少年法に関する特別委員会では、「子どもの権利プラクティス」という子どもの権利に関するケース勉強会を年4回ほど開催しています。

今年度の初回は、5月14日18時から、少年事件をテーマに行います。今回は、保護観察中に複数の非行事件を起こした少年について、再度の保護観察処分にした付添人活動についてご報告いただきます。

今後も、学校分野、児童福祉分野など子どもの権利に関する事件のケース勉強会を行う予定です。

子どもの事件に関する質疑、討論の時間もごさいます。当会の会員であればどなたでも参加可能ですので、ぜひご参加ください。もちろん、子どもの事件の受任経験のない方もご参加いただければ幸いです。

*問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

第3 いじめケースの相談受任から解決まで

2 いじめと民事訴訟

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 小久保 真夕 (72期)



1 いじめ事案における 民事訴訟の位置づけ

いじめ事案の内容は様々で、不登校や自殺など重篤な結果が生じたケースもあれば、被害や損害自体は比較的軽微でも紛争が継続中のケースもある。そのため、目指すべき解決の内容も、必ずしも損害賠償の獲得に限らず、加害者との関係を修復して学校生活に戻れる環境を整えるなど、事案に応じて柔軟に考えなければならない。加害者や学校などの民事責任を問う手続きとしては、交渉、調停、訴訟などがあるが、訴訟は主張が先鋭化しやすく結論に至るにも時間を要するため、交渉や調停などの話し合いによる解決が望ましい場合もある。実際に受任して方針を検討する際は、事案に応じた解決の目標を設定し、適切な手続きを選択することが重要である。

2 加害者及びその親権者に対する 損害賠償請求

加害者側に対しては、不法行為に基づく損害賠償請求(民法709条ないし711条、714条)が考えられる。もっとも、当該行為がいじめ防止対策推進法(以下「法」という)2条1項の「いじめ」の定義に当たるとしても、同定義の広範さから、当該「いじめ」が不法行為に該当するかという問題が別途生じる。この点、横浜地裁横須賀支部平成28年11月7日判決(判例秘書L07151323)は、損害賠償請求権の成否について、「被告生徒らの行為の具体的な性質、それがされた前後の具体的な状況、行為の継続性等を総合的に勘案した上で、それが社会通念上許される限度を超え、客観的に違法な不法行為として損害賠償請求権を生ぜしめるものなのかを慎重に検討する必要がある」と述べ、「被告生徒らの原告に対する本件各

行為は、原告にとって不愉快なものであったということはできるものの、それらを社会通念上許される限度を超えた客観的に違法な行為(不法行為)と評価することはできない」と判断した。

3 学校等に対する損害賠償請求

(1) いじめ全般(自殺以外の精神的・経済的損害)に関する学校の法的責任

ア 法的構成

a 不法行為構成

国公立学校の場合は、学校設置管理者である国または地方公共団体の責任を追及することが可能である(国家賠償法1条1項)。また、教師の俸給等の費用を負担する地方公共団体に対し、国家賠償法3条1項に基づく請求が可能な場合もある。

私立学校の場合は、学校設置管理者(学校法人)に対する使用者責任(民法715条)、教師個人に対する不法行為責任(民法709条)または代理監督者責任(民法714条2項)を追及することが可能である。

なお、不法行為構成の場合も、判断枠組としては安全配慮義務違反の有無として検討する裁判例が少なからずみられる。

b 債務不履行構成

教師の職務上の義務として、あるいは国公立学校については在学関係という法律関係に伴う付随義務、私立学校については在学契約の付随義務としての安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任を追及する構成が考えられる。

イ 学校の負う安全配慮義務の内容

いじめ事案でも、学校の安全配慮義務が問題となる一般的な事案と同様、学校に予見可能性があり、かつ、結果回避可能性が認められる場合、結果回避＝安全

配慮義務への違反が認められる。実際のいじめ事案において学校の負う安全配慮義務の内容は一義的なものではないが、法上でその内容が一部明文化されている。

a いじめの予防

道徳教育や体験活動の充実（法15条1項）、生徒の自主的活動の支援・啓発等（同条2項）が規定されている。

b いじめの早期発見

早期発見のための定期的な調査義務（法16条1項）、「児童等がいじめを受けていると思われるとき」に、「いじめの事実の有無の確認を行うための措置」を講じ、学校設置者に報告する義務（法23条2項）等が規定されている。この点は、予見可能性の判断に影響する義務といえる。

なお、予見可能性の判断については、東京高裁平成6年5月20日判決（判時1495号42頁）、東京高裁平成14年1月31日判決（判時1773号3頁）等の裁判例が参考になると考えられる。

c 発見したいじめへの対処

① いじめ調査報告義務

法28条1項各号に該当する重大事態が発生した場合に、学校側の「事実関係を明確にするための調査」義務、いじめを受けた子ども・保護者に対する事実関係等の情報提供・説明義務（法28条2項）が定められている。

学校側の調査報告義務違反を認めた裁判例として、高知地裁平成24年6月5日判決（判タ1384号246頁）、前橋地裁平成26年3月14日判決（判時2226号49頁）がある。

② いじめ解消に向けた支援等

いじめを受けた子どもまたはその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導またはその保護者に対する助言を行うこと、学習環境の整備等の「必要な措置を講ずる」こと（法23条3項、4項）が規定されている。この点は、結果回避可能性・結果回避義務の判断に影響する義務といえる。

ウ 損害の費目について

慰謝料や弁護士費用といった一般的な損害の他に、いじめによって転居を余儀なくされたことによる転居

費用として礼金や共益費、契約更新料を認めた裁判例（京都地判平17.2.22判時1915.122）、いじめによって負傷した事故につき、将来の義歯補綴費用を損害として認めた裁判例（浦和地判昭60.4.22判時1159.68）等がある。

(2) 自殺事案の場合の自殺についての学校の法的責任

いじめによる自殺事案では、特に予見可能性が問題となる。

ア 予見すべき対象（結果）について

被害者がいじめを苦に自殺した場合、生じた結果は「いじめ」自体と被害者の「自殺」というように複数存在することから、予見すべき対象（結果）は「いじめ」なのか「自殺」なのかという点が問題となる。

この点に関する裁判例の動向としては、予見すべき対象を「いじめ」ととらえ、「いじめ」についての安全配慮義務違反が肯定された場合に、義務違反と被害者の「自殺」との間に相当因果関係があるか否かを検討し、かつ、いじめによる自殺を特別損害（民法416条2項）と位置付けるものが大半である。もっとも、学校（自治体）ではなく加害生徒側の責任が争われた事案においてではあるものの、いじめによる自殺を通常損害と認めた裁判例として大阪高裁令和2年2月27日判決（裁判所ウェブサイト。なおこの件に関し令和3年1月21日に最高裁決定）がある。ただし、その射程範囲については今後の検討課題と思われる。

イ 裁判例について

自殺について、学校側（担任教師や校長）の予見可能性を否定した裁判例として前掲前橋地裁平成26年3月14日判決や神戸地裁平成28年3月30日判決（判時2338号24頁）等が、学校側の予見可能性を肯定した裁判例として前掲東京高裁平成14年1月31日判決等があり、自殺につき学校側の予見可能性を否定したものの、自殺を通常損害と捉えて学校側の責任を認めた裁判例として福島地裁いわき支部平成2年12月26日判決（判時1372号27頁）がある。

第4 重大事態調査への関与

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 武藤 暁 (54 期)

1 調査委員会への関与

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の28条1項は、いじめの重大事態が発生した場合、学校の設置者又は学校(以下「学校等」という)は重大事態に対処し同種の事態の発生を防止するため、速やかに組織を設けて事実関係を明確にするための調査を行うものと定めている。これを受けて、文部科学大臣が「いじめの防止等のための基本的な方針」(2013年10月11日。以下「基本方針」という)を定め、調査の方法や留意事項等を示した。また「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂(2014年7月)、「不登校重大事態に係る調査の指針」の策定(2016年3月)も行われた。しかし、その後も基本方針に基づく対応をしないなど不適切事案が発生したため、2017年3月、文部科学省はさらに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を定めた。

ガイドラインでは、調査組織の構成に関し、公平性・中立性が確保され客観的な事実認定を行えるよう、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする、とされている。また、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校等の職員を中心とした組織に第三者を加えるかなど、組織の構成についても適切に判断することとされている。実際には第三者のみで構成された事案は全体の16%程度であり、特に法28条1項2号の不登校重大事態で学校が調査主体の場合には第三者委員がいない場合も多い(令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果)。被害児童生徒側から構成員の職種や職能団体について要望があれ

ば、必要と認められる場合は、学校等が調整を行う。

組織の在り方について、常設の組織を設置しているところもある。委員の中立性・公平性に疑義が生じて、被害児童生徒側が不信感を抱くことがないよう、委員の選任方法や、特に前者の場合には任期、再任の可否等にも注意が必要であろう。

2 調査委員会の活動

(1) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明

調査実施前に、被害児童生徒やその保護者に対して①調査の目的・目標、②調査主体(組織の構成・人選)、③調査時期・期間、④調査事項・調査対象、⑤調査方法、⑥調査結果についてどのような内容を提供するかについて説明を行う。説明の主体は、学校等の場合もあれば調査委員会の場合もありうるが、いずれにしろ調査委員会が調査方針を決定し、説明内容も確定すべきである。特に、被害児童生徒・保護者等の心情を害し、不信感を与えないよう文章や言動には慎重な配慮を要する。調査方法等について被害児童生徒側から要望があった場合には、可能な限り反映して、調査方針について予め被害児童生徒側の合意を得ておく方が望ましい。

(2) 事実関係の調査

学校いじめ対策組織が法23条2項に基づきいじめの事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者に依頼することで重大事態の調査とする場合もある。

調査委員会が調査を実施する場合は、まず学校等から基礎資料が提供され、その内容を精査したうえで

アンケート調査や関係児童生徒・教職員等の聞き取りを進めていくのが一般的である。基礎資料には、学校等が作成した事案の概要や被害児童生徒・加害児童生徒の基本情報、先行して学校等による調査が行われている場合にはその結果、被害児童生徒側・加害児童生徒側から提出された書類などがある。不足があれば、調査委員会から適宜学校等に資料の提供を求めていく。

(3) 調査報告書の作成

調査報告書の作成にあたっては、弁護士委員が起案を担うことが多い。報告書の内容として、調査結果をどこまで詳細に記載するかは事案によるが、①いじめの有無に関する事実認定、②認定されたいじめと自殺や自傷行為・不登校等の結果との因果関係（関連性）の認定は必須である。①については、基準や要件をどうするか、動機や背景事情などはどこまで必要か等が問題となる。②については、事態への対処と再発防止が調査の目的であり、損害賠償請求における法的判断とは異なることから、法的因果関係までは不要であり、いじめと結果に事実的因果関係ないし関連性があれば十分である。もっとも、関連性はあるが家族的背景や個人的資質の影響の方が大きい場合などは、記載の仕方も含めて悩ましい問題となる。

調査委員会の役割が事実関係の調査と認定までで、再発防止策の検討については別の第三者委員会が設置されるケースもあるが、そうでない場合には、実現可能な再発防止策を提言することも調査委員会の責務である。また、学校や教育委員会等の対応に問題がある場合にはこれを指摘し、改善を求めることも必要である。

3 今後の課題

日弁連では、2014年2月から2020年度末までに計6回の「いじめ問題第三者機関委員経験交流集会」を開催し、弁護士委員経験者や被害児童生徒側代理人弁護士に経験談を語ってもらいながら、事実認定や調査の在り方、因果関係の認定手法、学校の対応

についての取り上げ方、再発防止策の提言の在り方、報告書作成後の検証の在り方等の課題について意見交換してきた。交流集会の発言録は、日弁連HPの会員ページからダウンロードできる（ただし、意見交換の記録であって日弁連としての見解ではない）。

被害児童生徒側が調査委員会に望むことや、学校や加害児童生徒側の協力の程度などは様々であって、個々の事案における最大の課題はケースバイケースである。例えば、調査の基礎資料の収集一つをとってみても、第1回委員会前から十分に提供されることもあれば、調査を進める過程で存在（隠ぺいも含む）が発覚することもある。加害児童生徒側からのクレームの可能性に備え、全て個人情報保護審議会における「目的外使用」の承認手続を踏んだケースもあった。捜査記録や家裁記録の利用の限界という問題もある。

弁護士会としても、経験者からの情報収集や課題の整理、それを前提とした候補者の研修実施や候補者リストの作成など、対応体制を整えるべきであるが、現状は必ずしも十分ではない。そもそも、弁護士会推薦の委員は把握できても、地域の法曹会が推薦していたり自治体の法律相談担当者の中から一本釣りされている場合など、弁護士会が把握できていないケースも相当な割合で存在する。弁護士委員経験者の把握方法を含め、弁護士会の課題であるとする。

委員に支払われる報酬にも課題がある。委員会に出席した日には日当が支払われるが、実際には資料の精査や報告書の起案にかなりの時間が費やされている。しかし、公立学校の場合、委員の報酬が地方自治体の条例等で定められており、柔軟な対応ができないことが多い。日弁連は、2018年9月「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」を作成・公表しているが、更にその周知を徹底するとともに、弁護士会として地方自治体に条例改正に向けた働きかけをしていくことも必要であろう。個々の弁護士委員が起案報酬の定めがないケースに直面した場合にも、他の会議体では起案報酬の規定があるのにいじめの調査委員会だけ起案報酬がないのはおかしいと交渉した結果、条例が改正された事案もあるので、諦めずに交渉していただきたい。

第5 いじめ予防授業の紹介

子どもの人権と少年法に関する特別委員会幹事 朝妻 理恵子 (63 期)



当委員会では10年以上前から小中学校へ赴き、いじめ予防のための出張授業を行っている。対象は主に小学5年生から中学3年生、弁護士がクラス毎に授業することを基本とし、年間約50校で実施している。

1 「いじめ」を「人権」から考える

「人権」は子どもたちにとって聞いたことはあっても抽象的でよく分からない概念である。授業では「安心」「自信」「自由」のキーワードを使って人権を説明している。いじめられている「あの子」と仲良くすると「私」もいじめられるかもしれない。いじめがあると「あの子」(被害者)の安心、自信、自由はもちろん、いじめを受けていない「私」の安心、自信、自由(すなわち人権)も傷つく。弁護士による授業だからこそ、人権の視点からいじめを考える授業を行っている。

2 許されるいじめはある?

子どもたちの多くは「いじめはダメ」という規範意識を持っている。しかし、「いじめられる側も悪いと思うか?」と質問すると、どの学校でも大半の子が「いじめられる側も悪い場合がある」に手を挙げる。子どもたちは「先にいじめをした人は、いじめられても仕方がない」と考えており、いじめが許容される場面も存在するとの本音を持っている。

授業では、子どもたちの本音を発言してもらいながら、先にいじめをした人に対して「いじめ返す」方法をとってもいじめがエスカレートするだけで問題の本質は解決しないこと、いじめ返してしまう本当の理由は、やられた嫌な気持ちをスカッとさせたいからにすぎないこと等を説明し、解決手段として「いじめ返す」方法を選ぶことは間違いであり、許されるいじめはないことを伝えている。

3 本物の遺書を読んでもらう

いじめがエスカレートするとどうなるか、過去のいじめ自殺事件(中野富士見中の事件等)を紹介している。クラスでSくんを死んだことにしてお別れの色紙を書いた「葬式ごっこ」があった事件。Sくんの遺書には、「俺だってまだ死にたくない。だけど、このままじゃ「生きジゴク」になっちゃうよ。」などの言葉が綴られている。色紙や遺書を配布し読んでもらうとクラスの雰囲気が一気に変わる。弁護士がいじめ予防授業をする意義の一つに実際の自死事例を扱えることがあると考えている。

4 傍観者にこそ力がある

ドラえものの登場人物を用いて「いじめの四層構造」を紹介している。「ジャイアン」(加害者)はスネ夫にウケてると思っていじめをエスカレートさせる。いじめを大きくしているのは「スネ夫」(観衆)の振る舞いにも要因があることを説明する。

また、クラスの大部分は「しずかちゃん」(傍観者)であり、「しずかちゃん」がいじめを「止める」、のび太を「支える」気持ちを持つとクラスはいじめを許容しない雰囲気になっていく。いじめと関係ないと思っている「傍観者」にこそいじめをなくす力があることに気づいてもらう。

5 終わりに

授業では、辛い気持ちを溜める「心のコップ」の話、いじめは「する側」と「される側」で感じ方が大きく違うことなども取り上げる。

本授業が少しでも子どもたちの気づきに繋がり、「いじめ」を考える機会になってくれれば幸いである。

第6 スクールロイヤーとしての視点

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 加藤 昌子 (65 期)
委員 原口 暁美 (70 期)

1 スクールロイヤーに求められる役割

スクールロイヤー（以下「SL」という）の導入背景には、教員の仕事の多忙化や保護者対応の難しさ、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、教育機会確保法等法律に沿った問題解決の必要性等があると指摘されているが、SLの基本的な立場については、日弁連が「スクールロイヤーの整備を求める意見書」（2018年1月発表。以下「意見書」という）において、子どもの最善の利益を実現する点にあると明記している。すなわち、SLは、学校で起こる様々な問題について、学校の代理人として学校の利益を直接図るために活動するのではなく、子どもの最善の利益の視点から助言・指導を行うことで、子どもの権利の実現の中心的役割を担う学校及び教員が子どもの成長発達を目的として行う教育活動をサポートする立場であると考えられる。

学校で起こる問題は、他の児童生徒、保護者、教員等様々な利害関係者が存在し、教員と子ども・保護者の継続的な関係の中で解決が求められるという特徴がある。また、法的対応と並行して教育的視点からの対応が求められる点も学校問題の特徴と言える。SLには、そうした学校問題の特殊性を理解した上で、子どもの利益を中心に、教育現場にふさわしい問題解決を目指す姿勢が求められる。

2 SLのいじめ問題への関わり

(1) いじめ問題において留意すべき点

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）が定義するいじめは、社会通念上のいじめと比較して極めて広範であり、好意による言動が意図せず相手を傷つけてしまった場合から、犯罪にあたる行為に至るまで

幅広い行為がこれに含まれる（詳細は第2を参照されたい）。この定義は、問題を早期に察知して対応につなげることを可能にするという意味では積極的な評価がなされる一方で、本来子ども同士での解決が適切なケースについてまで、一律に二項対立的な視点でとらえた画一的な対応につながりかねないとの指摘もある。学校現場においては、それぞれのケースについて、加害側の状況（意図せず行ったか、相手を傷つける意図で行ったか、暴力を伴うか否か、個人で行ったか集団で行ったか、単発的か継続的か、犯罪に係る行為か否か等）や、被害側の状況（被害の重大さ、一時的か継続的か等）、そしていじめが起きた背景事情についてしっかりと把握して見立てを行った上で、ケースに応じた適切な対応をすることが求められる。

また、そうした対応を可能にするためには、児童生徒や保護者からいじめの相談や申告を受けた時、学級担任や部活の顧問が一人で抱え込んだり、単独で判断したりすることなく、法が定める校内のいじめ対策組織（法22条）において情報を共有した上で組織的に対応することが重要である。

(2) いじめ問題に関する具体的な活動

SLが、いじめ問題にどのようにかかわるのかについては、「意見書」において、概略、以下のように整理されている。

- ① いじめが発生した場合、学校が行う事実調査・認定、指導・支援方針のプランニング、保護者への説明等に対する助言・指導を行う。
- ② 学校の責任の有無や程度を検証し、予防的な教育や指導の重要性について助言する。
- ③ 学校は、専門的な知識を有する者等によって構成されるいじめ防止対策のための組織を置き（法22条）、いじめが確認された場合には専門的な知識を

有する者の協力を得ながら対応するとされ（法23条3項）、法はSLの専門的な関与を想定している。

①及び②が、SLに期待される助言・指導の内容であり、③において、SLの関与が法的にも想定されていることを明らかにしている。

以下、①の各場面におけるSLの助言・指導について検討する（②は紙幅の関係上割愛することとする。なお、③については前記第4「重大事態調査への関与」を参照されたい）。

（3）事実調査・認定に対する助言・指導

①のうち、「事実調査・認定」に対する助言・指導は、法23条2項及び法28条1項に関わる活動である。児童生徒及び保護者等からいじめの相談や申告があった時点、すなわち、いじめの認知段階での助言・指導であり、その後の問題の発展や収束を左右する極めて重要な活動となる。

SLがこの段階で特に留意すべき点は、個々の教員が発見・察知したいじめを、学校の組織的な対応につなげることであり、教員が単独で安易に判断したり、一人で問題を抱え込むことがないよう助言・指導することが重要である。いじめの相談・申告があった場合は、学校内に設置されたいじめ対策組織で情報を共有した上で、調査の要否、その規模や内容、方法などについて協議・決定し、調査結果をもとに事案を見立て、対応を協議・決定して実施することが求められる。SLはその全体的な進行について助言・指導するとともに、個別の調査内容や方法及び調査結果に基づく事実認定等について助言等することが求められる。

とりわけ、重大事態である旨の申告があった場合は、従前の対応のまずさから事態が深刻化している可能性が高いのであるから、たとえその時点で学校がいじめを認知していなくとも、あるいは、重大結果といじめの因果関係が明白でない場合であっても、速やかに調査のための組織を設置して事実関係の調査を行うよう助言すべきであろう。

（4）指導・支援方針のプランニングに対する助言・指導

①における「指導・支援方針のプランニング」は、

法23条3項が定める「（学校は）いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」の規定に基づいており、SLとして、特に、当該いじめ問題をどう収めていくにかかわる重要な活動となる。

教育現場における実効的な問題解決を図るために、SLには、法的観点のみならず、教育的観点からの理解も踏まえた助言が求められる。学校現場は、児童等を取り巻く人間関係が複雑である上、さらにそれら人間関係が継続するものであることを、SLは理解しておく必要がある。現在のいじめ問題のみにとらわれず、過去にいじめ当事者がどのような関係にあったのか、そして、将来同じ学校に通うのであれば、どのような関係修復が考えられるのか、これら教育的観点をも考慮して、学校への助言をすることになる。

「支援」は、「いじめを受けた児童等又はその保護者」に対してなされる。支援という言葉については、寄り添い、理解、励まし、慰め、いたわり等とさらに区々の在り様がある。主体としては、担任からの声掛け（クラスでのいじめ）、部活動顧問からの声掛け（部活内いじめ）、養護教諭からの声掛け、スクールカウンセラーとの面談等と当該児童等にとって、誰からの支援が望ましいのか検討しなければならない。これら支援の在り様、支援の主体を検討する際には、教育的観点からの考慮が実効性を持つ。

「指導」は、「いじめを行った児童等」に対してなされる。ここでは、教育的観点から、継続する人間関係を意識して、一方的にいじめを行った児童等を問い詰めるような指導に走ることなく、いじめを行うに至った経緯、原因等についても配慮する。責任追及に走るあまり、いじめを行った児童等の人権を見失ってはならない。SLとしてはすべての児童等の人権を尊重すべきである。

（5）保護者間での情報共有に関する助言・指導

①における「保護者への説明」は、法23条5項が定める「（学校は）いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きる

ことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする」との規定を意識したものであり、SLとして、特に、当該いじめ問題が保護者を巻き込んで複雑化することをどう防ぐかにかかわる重要な活動となる。

学校は、いじめの当事者を取り巻く人間関係を知り得るが、保護者は、自分の子どもからの言い分のみを聞くことになり、いじめられた側いじめた側それぞれの保護者が保有する情報は偏る。学校としては、

この情報の偏りを防ぐために、正確な事実調査を行うことはもちろんのこと、調査結果をどう伝えるかについても慎重に検討しなければならない。正確な調査、丁寧な調査結果の報告によって、信頼を得ることができれば、保護者がいたずらにエスカレートすることを防ぐことができる。子どもらの関係が修復しても、なお、保護者間での争いが残れば、いじめの根本的な解決は阻害される。SLとしては、保護者の争いを未然に防ぐために、調査への協力、結果報告への助言を教育的観点も加味して適切に行う必要がある。

column
コラム

子どもの権利条約と子どもの最善の利益

1989年11月20日国連において採択され、1994年にわが国も批准した子どもの権利に関する条約（外務省の日本語訳は「児童の権利に関する条約」）は、子どもを独立した人格と尊厳を持つ権利の享有及び行使の主体であると位置づけ、差別の禁止（2条）、子どもの最善の利益（3条）、生命、生存と発達の確保（6条）、子どもの意見の尊重（12条）を基本原則と定めて、子どもの実体的権利を包括的に保障している。

「子どもの最善の利益」は、子どもにかかわる全ての活動において、第一次的に考慮されなければならないとされる（3条1項）。これは、一人の子どもに関するものであれ、特定または不特定の子ども集団に関するものであれ、子どもに直接又は間接に影響を与えるあらゆる決定・活動において、第一次的に自己の最善の利益を考慮される子どもの権利を保障するものである。もっとも、「子どもの最善の利益」の概念は複雑であり、その内容は、当事者である子ども又は子どもたちが置かれた状況に従って、個別に判断されなければならない。

子どもの最善の利益の評価・判断にあたっては、当該子ども（たち）の個人的特性や置かれている社会的・文化的文脈を含め個別の事情を評価することを出発点とすべきである。その上で、影響を与えるすべての事柄について、子どもが自由に自己の意見を表明し、その表明された意見が正当に重視されることが不可欠である。その意味で、子どもの意見の尊重を定めた12条は、子どもの最善の利益の原則を定めた3条を補完するものと言える。子どもの自由な意見表明と表明された意見の尊重があつてこそ、子どもの最善の利益が実現しうるのである。

家事事件においては、子どもの意見を聴取し、子ども自身の最善の利益を実現するための手続代理人制度等が定められたことは記憶に新しいが、教育分野では、なお子どもを権利の行使主体ではなく保護・管理の対象と位置づける傾向が強く、子どもの意見が十分に聴取され尊重されているとはいいがたい。不合理な校則の問題や、適正手続きを欠いた懲戒処分の問題などはその一例と言えよう。

また、学校現場においては、一人の子どもの最善の利益が他の子ども、または他の子どもたちの最善の利益と相反する場面も生じうる。例えば、いじめを受けた生徒の安心・安全の確保と、いじめを行った生徒の学習権の保障が衝突する場合があります。このような場合、条約の原文が、‘the best interest of the child shall be a primary consideration’ とされていることから明らかなように、まずは、全ての子どもが、それぞれ独立した人格と尊厳をもつ権利主体であり、一人一人の最善の利益の実現が目指されるべきであるとの視点を失わないことが肝要である。その上で、個別の事情を正確かつ十分に評価し、それぞれの意見を丁寧に聴取しつつ、すべての当事者の利益を慎重に比較衡量して、適切な指導・対応を模索することが求められる。これには多大な時間と労力を要するが、こうした活動こそが子どもたちの発達を促し、支えるのであり、まさに条約が目指すところだと言えよう。

子どもの成長発達の中心的役割を担う学校現場において、起こり得る様々な問題について助言を行うスクールロイヤーには、この「子どもの最善の利益」の視点をもちた活動が求められている。



もがれた翼パート26「素数とくるみ」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 工藤 寛泰 (71 期)

1 もがれた翼

子どもの人権と少年法に関する特別委員会は、もがれた翼シリーズとして、子どもの権利条約が日本で批准された1994年以来四半世紀以上にわたり、弁護士と子どもが出演・創作する演劇という手法を通して、子どもの人権をめぐる様々な現実・課題を伝えてきた。そうした中で、子どもたちの間の「いじめ」についても、たびたび取り上げてきた。

2 パート26「素数とくるみ」

2019年のもがれた翼パート26「素数とくるみ」では、SNSをも利用した学校内でのいじめを題材に、子どもの権利条約の中でも重要な概念の一つである「子どもの意見表明権」の保障を通じた取り組みを紹介した。

そこでは、同じグループの中で、些細なきっかけで被害側と加害側の立場が入れ替わり、いじめがループする様子を描いた。主人公の少女もまた、今回はいじめの被害者だが、かつて加害者だった経験を持つ。いじめとは、必ずしも決定的なきっかけがあるものに限らないこと、そして、被害者の側だけでなく、加害者の側にも様々な事情があり、子どもそれぞれに抱える困難・生き辛さがあることに着目し、また、保護者や教員といった周囲の大人たちと子どもたちの気持ち・意向・認識のずれを表現した。

いじめのループという複雑な状況は、周囲の大人たちを戸惑わせる一方で、私は加害者だったから仕方がない、と少女自身の言葉をも奪ってしまう。そんな中、被害少女の代理人弁護士は、少女に向けて「いつでもお話を聴く」と繰り返す。スクールロイヤーもまた「子どもたちが意見表明する力もまだまだ成長途中です。でもそれは、手段や方法や機会が保障される中で、だんだんにできるようになってくることだろうと思います」

と、教師たちに子どもたちの話に耳を傾けることの難しさと大切さを伝える。こうした取り組みの中で、いじめの加害・被害をループさせる子どもたちにそれぞれの生き辛さがあることも明らかになっていく。

お芝居の最後は、被害少女と、加害少女の一人がそれまでの学校を離れている、というもので、観客や、またお芝居に登場した大人たちが、それぞれに思い描いた「解決像」とは大きく異なっていたかもしれない。しかしあえて、いじめの問題に容易で完璧な「解決像」を導くのは困難であること、そして、そのような大人の描く「解決像」を子どもたちに押し付けることはできないのだという、子どもの話を聴く大人側の覚悟に伴う苦みを、強く体感させるエンディングを選んだ。

3 ワークショップを通じて

お芝居の稽古と並行して、いじめについてのワークショップも開催された。そこでは、SNSを中心としたいじめの事例をもとに、このいじめの理由はなにか、被害少女は何が一番辛かったか、自分がその場にいたら何ができたか、という点について、もがれた翼に参加してくれた子どもたちと弁護士が意見を交わした。

SNSでのやりとりは、顔が見えない分、相手が何を考えているのかがわからない。それにもかかわらず一つのやりとりは極めて短文かつ短時間で行われる。そのため、SNS上でのいじめにおいては、それぞれが周囲の流れに置いていかれまいとするあまり事態がエスカレートしやすいのではないかと、いった意見もあった。こうしたSNS上でのいじめの特性も、お芝居では取り上げられている。

※もがれた翼パート26「素数とくるみ」のDVDは、弁護士会館地下1階ブックセンターにて2200円(税込)で販売している。

講演会「入れ墨施術と医療行為」報告

弁護士業務改革委員会スポーツ法PT 委員 長谷川 佳英 (68 期)

2021年2月16日、一般社団法人日本タトゥーイスト協会の顧問である吉田泉弁護士（第一東京弁護士会）を講師に迎えて、講演会を行った。なお、本講演会は、会場とZoomを併用して開催された。

吉田弁護士は、彫師のタトゥー（入れ墨）の施術に関する医師法違反被告事件（以下「本件事件」という）における弁護人の一人として、無罪（最高裁令和2年9月16日決定（最高裁判所ウェブサイト掲載））を勝ち取った経験を有する。そこで、本講演会では、当該最高裁決定の内容及び当該最高裁決定を得るまでの弁護士活動の在り方をテーマとして、ご講演いただいた。この講演の概要は、以下のとおりである。

まず、本件事件の訴訟の経緯について、ご説明いただいた。具体的には、第一審判決（大阪地裁平成29年9月27日判決）では有罪となったものの、控訴審判決（大阪高裁平成30年11月14日判決）で逆転無罪となり、上記最高裁決定で無罪が確定したという経緯である。

次に、本件事件の争点であるタトゥーの施術の「医行為」該当性について、本件事件以前には、行政通達により、次の解釈が唱えられていたことをご説明いただいた。すなわち、「医師法上の疑義について（通達）」平成12年6月9日付厚生省医事第59号及び「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて（通達）」平成13年11月8日付厚生労働省医政医発第105号により、「針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為」は、「医師が行うのでなければ保健衛生上危害の

生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反する」とされていた。その上で、これらの通達についての問題意識や、タトゥーの施術の「医行為」該当性に関する国会での議論の状況について、ご説明いただいた。

また、本件事件に関しては、以上のような「医行為」該当性という“理論”だけではなく、彫師の業界団体の設立及びその活動という“実践”も重要であることについて、現在までの実際の取り組みを挙げながら、ご説明いただいた。具体的には、本件事件の訴訟の経過と並行して、業界団体としての一般社団法人日本タトゥーイスト協会の設立に至るまでに様々な活動を行ったこと、同協会の設立後の活動内容、今後の課題等について、同協会の顧問として実際に携わられた経験に基づき、詳細にご説明いただいた。その上で、彫師のタトゥーの施術に関する法整備については、現時点では具体的な議論がなされるには至っていない旨をご指摘いただいた。

以上の本講演の内容からは、彫師のタトゥーの施術に関する問題は、本件事件における無罪の確定によって全て解決されたわけではなく、業界団体の活動や法整備において、今後も取り組むべき課題があることについての気付きをいただけたと思う。

なお、吉田弁護士におかれては、ご講演の後、1時間近くに及び質疑応答にご対応いただき、本講演がより充実したものとなったことを付言し、これを感謝の言葉に代えさせていただく。

映画監督・脚本家

濱口 竜介さん

今年、監督を務めた2本の新作映画の公開が予定されている濱口竜介さんに、自身の経歴や映画制作への思い、コロナ禍において行ったミニシアター・エイド基金の活動等についてお話を伺いました。インタビューの後、ベルリン国際映画祭のコンペティション部門に出品をした監督作品『偶然と想像』が審査員大賞（銀熊賞）に選出されるニュースが飛び込んできました。

聞き手・構成：高橋 辰三



——最初に映画を作ったのはいつですか。

大学で映画研究会に入ったんです。最初は1年生歓迎みたいな感じで、チームを組んだ人たちとコメディ映画みたいなものを作って、出演しました。大学3年になって、進路をどうしようかなと思ったときに、ジョン・カサヴェテスという監督の特集上映を見て、感動しまして、こういうことを仕事にして、一生続けられたらいいだろうなということを思って、卒業して映画監督になろうかなと思いました。

——映画づくりを仕事にしていこうと考えたのですか。

仕事にしようというよりは、もっと続けたいという感じでした。大学時代は、映画を年に何百本も見るといって、そのなかで映画というのは、それまで見ていたテレビドラマの延長みたいな映画とか、ハリウッド映画みたいな分かりやすい映画ばかりじゃなくて、自分の生活を題材にして、今そこにあるものを撮って作ることができるということを知りました。それを続けるためにはどうしたらいいかと考えたときに、助監督になることにしたんです。

——助監督の仕事をした後に、東京藝大の大学院映像研究科に進まれたそうですね。

助監督としては全く優秀ではなく、仕事としても続かなかったの、どうしようかなと思っていたときに、ちょうど、日本で初めて国立大学の映画教育機関とし

て東京藝大の大学院に映像研究科映画専攻が2005年にできたんです。当時、北野武さんと黒沢清さんという、世界的に有名な監督2人が教授に就任するというのが、ビッグニュースでした。監督をやることでしかキャリアを続けてはいけないだろうと思っていたので、東京藝大ができたときに受験し、1期生のときには落ちて、2度目の挑戦で合格しました。

そこで何を学んだかという、座学も勿論あったんですけど、メインは実践でした。「小さな撮影所」というのが大学院のコンセプトだったんです。監督コースの人間だけでなく、プロデューサーとか脚本家とか、撮影、録音、美術、編集と、スタッフもみんないるという状況で、そういう人たちと一緒にひたすら作る。座学の授業は主に黒沢清さんが担当されていて、黒沢さんの映画の撮影と公開が連続しているタイミングでもあったので「あれはいったいどう撮ったんですか」と、出来上がった映画を見ながら直接聞くことができたのは、今思えばこの上なく贅沢な体験でした。現場の悩みは、プロフェッショナルになったとしても魔法のように解決することはできなくて、結局はいろいろな創意工夫で試行錯誤していくんだなということが分かったのは、大きいことだったと思います。

——大学院ではどのような映画を作ったのですか。

僕は『PASSION』という自分で脚本も書いた長編映画を修了作品として作りました。最初はサン・セバ

スチャン国際映画祭というスペインの映画祭に新人部門だったんですけれども、選ばれたんです。その後に東京フィルメックスという映画祭にコンペティションで選んでもらえて、それが映画監督としてのオフィシャルなキャリアの出発点と言っていいと思います。

—— 濱口さんの映画制作において、インタビュー、即興劇、本読みなどを行う「ワークショップ」という手法が使われるのが特徴と聞きました。ワークショップを通じた映画制作というのはどのようなものですか。

ワークショップとは何か、って僕自身も十分にわかってはいないので、簡単に定義できないところがありますが、いろいろな人が集まって実験的なかたちで制作及び制作につながるような準備をやるものです。

僕がワークショップというものに明確に取り組んだのは、2013年から作り始め2015年に公開となった『ハッピーアワー』という作品です。映画制作を『PASSION』以降重ねてきて、震災後に東北においてドキュメンタリーを3本作り、インタビューをひたすらしていくんですけれど、そこでインタビューを受ける人たちの魅力を発見し、できるだけ時間をかけて映画を作りたいと思うようになったことが、ワークショップから映画を作ろうと考えた理由です。インタビュー時に、普通に人がしゃべっているだけなんだけれども、こちらが聞く姿勢を示して、あなたのことを何でも聞きたいと思っているんですというような姿勢を示す。ときにはカメラを持たずに何度も会いに行くことによって、その人が単に被災者としてだけじゃなくて、自分の個人史みたいなもの、もしくは一緒に話している人との関係性みたいなものを語りだす瞬間があって、それは映画になるというか。人がしゃべっているだけなんですけれども、ずっと見ていられる。目の前にあるものが輝きだすと、それだけで映画になるんです。

『ハッピーアワー』のときには神戸のデザイン・クリエイティブセンター神戸（通称KIITO）という場所で週に1回、約半年間集まって、聞くということをテーマにしたワークショップを行っていたんですけれど。

—— ワークショップを始める段階では、映画のシナリオはない状態なんですか。

ないです。ワークショップが終わったら映画を撮りますよという前提で。神戸に住み、神戸という町を見な

がら、今この場でこの参加メンバーからどういう物語が生まれるかということを、だんだん考えていくというか、見いだしていくという作業をしていました。自主制作として始めた『ハッピーアワー』も出来上がるまで公開は決まっておらず、映画の長さを5時間にする予定でもなかったんです。そのワークショップ、撮影をやっているうちに長くなってしまったんですけど、そうになると、一般公開は難しいだろうということは、覚悟していました。そういう長時間の映画でも価値を見いだして見てもらうということになると、それは国際映画祭になるなと思って、映画祭にいろいろエントリーしていたら、ロカルノ国際映画祭というところが拾ってくれました。

—— 濱口さんにとって、映画祭とはどういうものですか。

出口がまったく決まっていない状態で作り始め、出来上がった映画があったとして、それに価値があるのかどうかって、だいたい人は分からないですよ。劇場を運営する人たちは必ずしもそういうものを公開したいかという、リスクを感じてしまう状況があって、なかなか公開はできない。

国際映画祭というのは、例えばこういうものは売れるなとか、こういうものは劇場に掛かりやすいなという判断は一旦抜きにして、運営しています。特にアーティスティック・ディレクターと言われている人たちが、その人の感性からいいと思ったものをピックアップしていくという、単純な原理でできている。自分が作ったものをいくら自分で面白いんですよと言っても、人は、「ああ、そう」と言うだけで終わるので、伝統があって信頼がある映画祭に、この映画は今年見るべきものの1本ですよということを言ってもらえるということは、制作者にとってすごく励みになるだけでなく、作品にとっても具体的な助けになるという感じです。

——『ハッピーアワー』をロカルノ国際映画祭に出品されて、ワークショップで集まった女性4名が最優秀女優賞を受賞して話題になりましたが、どういった点が評価されたんでしょうか。

4人の女性たちが本当にそこで生きている人物のように感じられたということなんだと思います。彼女たちは全然演技の経験もないし、一般的な意味で演技が上手なわけではないんです。ただ、彼女たちの人間性みたい

なもの、彼女たち自身の魅力が、フィクションではあるんですけど、その中で表現されていたということなんだと思います。ムン・ソリさんという韓国の女優さんが審査員でいらしたんですけども、その人が授賞式の後にお話したときに、いったいどうやったら、あんなふうにかメラの前に立つことができるんですかということをおっしゃっていました。

—— 2018年に公開された『寝ても覚めても』は初の商業映画とのことですが、自主制作映画との違いはなんでしょうか。

出口が決まっているというか、最初から劇場公開するということが決まっていて、どの程度の規模の劇場で、何館ぐらい公開するかということが決まっている。そのことで逆算的に予算というものが設定され、今までよりも桁多い数の人に見てもらわなくちゃいけない映画として、いろいろな人の意見が入ってくる。それでは伝わらないよとか、それでは表現として独りよがりなのではないかとか、もしくは楽しませられないのではないかと、そういう意見が入ってくるようになるということです。

——『ハッピーアワー』でも間接的に震災、津波のことが描かれていますが、『寝ても覚めても』では、原作の柴崎友香さんの小説と時代設定を変えて、東日本大震災が出てきます。震災が映画に出てくるのは、どういった思いからですか。

2010年までの日本の雰囲気って、日常が続いていくということがあまり疑われなかった時代という気がします。日常というものは安定した形で続いていくという気持ちがあったところに震災が起きて、その日常というのが急に途切れてしまったという感覚がありました。

これは『寝ても覚めても』という物語の中の恋愛とも相通ずるところがあるんですけども、それまでずっと続くと考えていたもの、安定して続くと考えていたものが急に途切れてしまう。ただ、一方で震災のドキュメンタリー制作をやっていて、そういう日常を再構築していくような力強さというか、そういうものを同時に感じていました。

—— 2020年にコロナ禍で苦境に立たされている小規模な映画館を支援しようと、ミニシアター・エイド基金という名前でクラウドファンディングの活動を主宰されていましたね。

これは『ハッピーアワー』のプロデューサーをしてくれていた、岡本英之さんと高田聡さん、そして映画監督である深田晃司さんと、クラウドファンディングのサイトを運営しているモーションギャラリーの大高健志さんの5人が発起人として始めました。緊急事態宣言が発出され、映画館の客足が、8割減、9割減、時にはゼロになっていた。映画館にお金が入ってこなくなり、そのような危機を解決するものが必要だと考え、そのクラウドファンディングが始まりました。我こそは小規模映画館だということに声を掛け、103団体、118劇場が集まったんですけども、支援を呼び掛けた結果、3億3000万円ぐらいのお金が集まって、2020年5月までにそのクラウドファンディングを終えて分配をしました。映画館に行けないけれどもミニシアターで映画を見たという体験を大事に思っている人がいて、それを援助したいと思っている人がこんなにたくさんいるということが可視化されて、映画館の運営者の人たちにとても、大きな励みになったようでした。

—— 以前、映画館で映画を見ることに関して、面白い映画だけでなくて退屈な映画を見るようになって、映画を見ながら寝てしまうこともある。しかし寝て目覚めたとき、目の前に投影される画面から極めて特殊な充実の感覚を受け取ることがあったと述べていました。

映画を見て、スペクタクルな面白い映画じゃなくて寝ちゃうということは家でもあることだと思います。映画館は何が違うかというと、映画に集中するしかないということですね。もし家で映画を見ていて退屈だったら、最近だったらまずはスマホをいじってしまう。より退屈ではない方に自分の意識というのがそれてしまうわけなんですけど、でも一遍、その退屈さというものを通過しないと、開いてこない自分の体の感覚というのがあるわけですね。見えてこなかったものが見えてくるような感覚というのは、退屈だと思いながら向き合うという状況じゃないとなかなか起こらないので。

映画館に行くと、暗闇の中で映画しかないという状況になるので、単純に面白いだけではない映画と向き合う上で最高の環境だと思います。巻き戻しも早送りもできないというのは、社会的な体験というか、自分の自由になるものではないものとして何かを見るということは、すごく大事なことなんじゃないだろうかという気がします。

—— 2020年にNHK BSのドラマとして制作された黒沢清監督の『スパイの妻』がヴェネチア国際映画祭で監督賞を取りましたが、濱口さんがこの作品の脚本を作ったのはどういった経緯ですか。

『ハッピーアワー』と一緒に書いた野原位という監督であり脚本家の人がいて、神戸で映画を作っているんですけども、彼からその話が来ました。NHKと彼の間で、黒沢清さんを監督に据えて、兵庫を舞台にした映画ができるんじゃないかというのがスタートです。そのときに僕は池田千尋さんという東京藝大の監督コースの1期生先輩の人が黒沢さんの脚本を書いたりしてうらやましいなと思っていました。そのことを野原君に言っていたんですけど、野原君がそのことを覚えていて、僕を誘ってくれた。黒沢さんが監督ということ、神戸が舞台ということ以外は何も決まっていなかったので、そのお題に沿って、黒沢清ファンである自分が神戸を舞台にどういう映画を黒沢さんに撮ってほしいかということを考えて書きました。

スパイの妻という時代劇的なアイデアは僕の方からまず出して、それを、いいですねという話になって、プロットを書いて野原君に渡して読んでもらって、直してもらってという、その相互のやりとりがあって、出来上がったものを黒沢さんに見せて、黒沢さんから返ってきたものをまた2人で、というようなやりとりをしていました。

—— 今年、『偶然と想像』がベルリン国際映画祭のコンペティション部門に出品されましたが、どういった作品ですか。

3本のオムニバス映画です。これまで40分ぐらいの映画を何度か作ったことがあるんですけど、こういうサイズの映画を作るのは、すごく自分にとっていいことなんです。まず長編でやったことを復習することができる。そして次の長編を撮るまでに時間が空いてしまうこともあるので、その間、自分の感覚を保つための実践の場になるということもある。短編という形式だとなかなか世の中に出していけない。作品の出口がないというのが、短編制作をするときにキャストやスタッフなど人を巻き込みづらい要因だったんです。

そのため、3つ短編を作って1つの作品として、長編作品のようなサイズにすると、その出口の問題というのを解決することができるし、自分もある種、実験

的なことができる。単に3本の短編をつなげることは難しいので、1つの共通するテーマとして偶然というものと想像力、想像というものを設定しました。これは7話のシリーズになる予定なんですけど、これから時間をかけて、作っていきます。

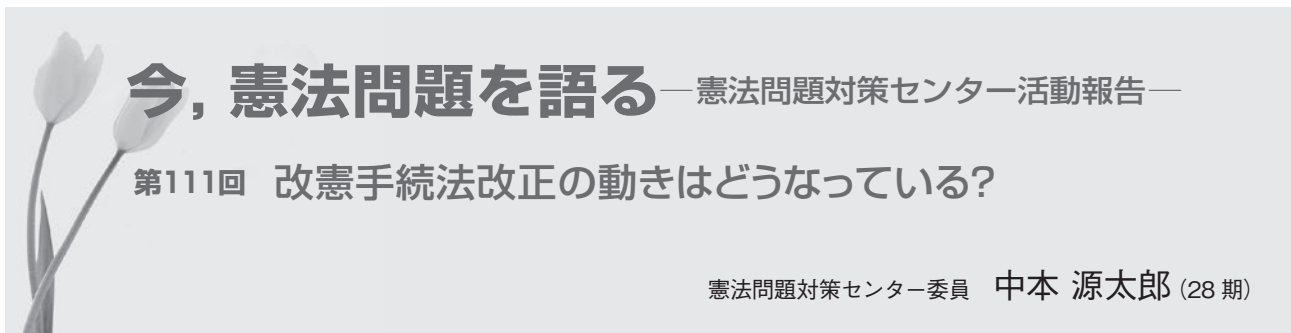
—— 今年公開予定の『ドライブ・マイ・カー』は、村上春樹さんの短編小説が原作です。『寝ても覚めても』も小説が原作ですけども、どういった小説を映画化したいと希望するのですか。

それは難しいんですよ。『寝ても覚めても』は、同じ顔をした、ヒロインにとって同じ顔に見える2人の男というのが登場して、これは面白いと。古典的な設定といえば古典的な設定なんですけど、柴崎友香さんはすごく現代的なタッチというか、我々が今、生きている日常を書くようにして、とてもフィクション性の高い要素を急にぶち込んでくるというところがあって、そのアンバランスというのが。ただ、それは小説の技術によって達成されているバランスなんですけど、とても面白いと思い、映画化したいと思いました。

結局、自分が見てきた映画にもすごく影響されているというか、ある種の荒唐無稽さみたいなものが映画の魅力だと思っています。映画は、そんなことないだろうということを、実際の現実の風景とか、現実にいる人を映して定義し、見せるものなので。そうすると、こんなことないだろうということが、うまくいくと、あるわけないけど、あるかもしれないというものに変わる。そのときに自分の価値観が揺さぶられるような感覚が、映画を見ていてあるんですよ。こんなことがもししたら世の中にあるのかもしれないみたいな。ちょっと自分の凝り固まった価値観みたいなものが転換されるというか。そういう可能性を持った原作というものにすごく引かれるんだと思います。

プロフィール はまぐち・りゅうすけ

映画監督、脚本家。東京藝術大学大学院映像研究科に入学後、2008年の修了制作『PASSION』がサン・セバスチャン国際映画祭や東京フィルメックスで高い評価を得る。2015年に監督・脚本作品『ハッピーアワー』がロカルノ国際映画祭において最優秀女優賞を受賞。2018年には商業映画デビュー作品『寝ても覚めても』が、カンヌ国際映画祭のコンペティション部門に選出される。2021年は、監督・脚本作品である『偶然と想像』（ベルリン国際映画祭審査員グランプリ受賞）と『ドライブ・マイ・カー』の公開が予定されている。



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第111回 改憲手続法改正の動きはどうなっている?

憲法問題対策センター委員 中本 源太郎 (28期)

憲法審査会で 改憲手続法改正案の審議中

2018年6月に提案されながら、8国会に亘って継続審議とされていた憲法改正国民投票法（以下、改憲手続法）改正案は、昨年末の臨時国会の衆議院憲法審査会で実質審議が行われ、与党と一部野党が強く採決を求めたが、野党の反対で今次通常国会へ継続審議となった。改正の内容は①選挙人名簿の閲覧制度、②在外選挙人名簿への出国時申請制度、③共通投票所制度、④期日前投票の事由追加、⑤洋上投票の対象拡大、⑥繰延投票の期日の告示期限の見直し、⑦投票所への入場可能な子供の範囲の拡大などである。与党は、2016年に改正された公職選挙法の7項目の改正と横並びなので採決に応じるよう野党に求めている。

しかし、公職選挙法と憲法改正国民投票とでは、投票対象も運動期間も運動の自由も異なるから、「公選法並び」というだけの理由で法案の採決を急ぐことには疑問がある。

多くの積み残された課題と 日弁連の意見

加えて、そもそも2007年5月に改憲手続法が成立した際、参議院で18項目の付帯決議が付されたが、以来14年間その議論はなされないままとなっている。日弁連も2009年11月に以下のような意見を出している。

- ① 投票・発議は一括ではなく原則として項目（条文）ごとに個別に行うべき。
- ② 公務員・教育者に対する地位利用による運動規制は、刑罰こそないものの萎縮効果が大きく、削除されるべき。

- ③ 組織的多数人買収・利害誘導罪の設置は要件が不明確で罪刑法定主義に反し、自由な表現を萎縮させるから削除されるべき。
- ④ 国民に対する情報提供（公費によるテレビ、ラジオ、新聞の利用）は幅広い団体が利用できるようにすべきであり、投票14日前までの有料意見広告放送は規制されるべき。
- ⑤ 発議後投票までの期間60日は短い、最低でも1年は必要。
- ⑥ 国民の意思が反映されたとと言えるだけの最低投票率の規定が不可欠。
- ⑦ 国民投票無効訴訟の提起期間30日以内は短すぎ、管轄も東京高裁に限定されるべきではない。

主権者国民の意思が 反映されるために

この中でも、とりわけ重要なのは、ラジオ、テレビ、インターネットの有料広告問題であろう。今の改憲手続法のもとでは、与党（改憲推進側）がその潤沢な資金に物を言わせて宣伝広告を繰り返し、「国民投票を金で買う」ことが可能である上、公務員や教育者以外に国民投票運動には制約がないため、企業や外国人も国民投票運動を展開でき、やはり金権で国民投票が左右される恐れが大きい。また、最低得票率の定めがないことも改憲手続法の重大な欠陥である。国の根本規範たる憲法の改正がわずかの人たちの賛成でなされてしまうことは民主主義、立憲主義の観点から到底容認できないからである。

改憲手続法の改正は、これらの問題を抜きにはなされるべきではなく、憲法改正に国民の意思ができるだけ反映されることが目指されるべきである。



新型コロナウイルスのもとで~わたしはこう過ぎてきました・こう過ぎていきます~

〈vol.8〉

4人の息子たちと妻とのアットホームな日々

会員 竹澤 克己 (48期)

昨春に院へ進学した長男は、キャンパス閉鎖の中でも実験の関係で研究室に通い、マスクとフェイスガードの重装備で塾講師のアルバイトをしつつ、修論と就活に臨んでいる。

大学生で軽音部の二男は、キャンパス・ライブハウス・スタジオのクローズですっかり閉め出されてしまい、オンラインによる授業と理系特有の課題に取り組んでいる。

高3であった三男は、柔道部の主将として意気込んでいた大きな大会が相次いで中止になり、晴れの舞台が幻となってしまったが、大学に進学して新たな目標に向かっていく。

昨春に高校へ入学した四男は、入学式ばかりでなく6月半ばまでは授業すらなく、五里霧中な感じであったが、ようやく新たな友人もできて、美術部の活動を楽しんでいる。

ステイホームでは気分転換や運動が不足がちになるが、息子たちのおかげでそこが補われている部分も大きい。彼らもそれなりの年齢になり、各自の予定があるので、かつてのように家族が揃う場面ばかりではないが、いろいろな組み合わせが次々に出現してきて、その場面ごとの空気の違いや変化が面白い。性別には偏りがあるが、みんなが話に花を咲かせ、筋トレに興じたりして、私もそれに加わったり、時には希望者を募って趣味のサイクリングに共に出かけたりする。好き



な飲み歩きはすっかり自粛している私だが、成年の息子を見繕って食卓で一杯やり始める。その後に誰かが帰宅するごとに加わるように誘い（未成年はもちろん酒抜きで）、それならもう一本開けようか、あのつまみを出そうか、ジュースが無いなら買ってきなよ、などと言っている様は、居酒屋のようだ。

私と妻は、さながら小さな男子学生寮の管理人夫婦のようである。この寮の学生たちには、日々の生活にも性格にもそれぞれの成長と課題があり、妻とそれを話題にすることには、難しさも含めた楽しさがある。昔は、自宅での息子たちのあまりの騒がしさに、「ここは私設保育所ですか」などと笑えない声をかけられて肩身を狭くしたこともあったが、コロナ禍に青春を生きている学生たちの巣立ちまで、先輩として付き合っていこうと思うこの頃である。



こちらから読んでね

春 眠



多摩支部ってどんなところ？

——多摩支部 連載——

第1回 多摩支部ってどんなところ？

東京弁護士会多摩支部前支部長 小松 雅彦 (36期)



1 多摩支部の現状

東弁の会員にも多摩支部をよくご存じない方は多いと思います。

多摩地区は面積約1160km²、23区（約628km²）の約2倍です。人口は約420万人で23区（約948万人）の約45%。自治体は26市、3町、1村。

弁護士は800人弱。支部会員は578人。三会会員のわずか2.8%です。多摩に事務所のある弁護士も支部に全員は加入してはいません。ちなみに支部会員は東弁330人、一弁72人、二弁176人です。東京三会それぞれに多摩支部があり、三会の支部役員（合計10名）も委員会もまさに一緒に活動しています。事務局も三会から合計10名派遣され、東弁からの派遣は4名です。支部会館は高松駅近くのビルの2階で、事務室、会議室、ホール、図書室、会員控室等があります。

法律相談センターは立川と八王子と町田にあります。赤字の問題もあり今後のあり方について議論がされています。

かつて八王子に弁護士会館がありました。多摩地域の弁護士が資金を出し合い作り、後に三会が購入しました。裁判所の八王子から立川への移転を契機に利用頻度が減り、2019年度に売却が地域のため有効活用するかで本会と支部で深刻な議論が起き、結局会館は売却されました。

多摩支部には多くの委員会、PT、WGがあり活発に活動しています。たとえば、刑事弁護委員会は「日本一の刑事弁護」を目指しています。高齢者・障害者委員会は地域の社協との連携が強く裁判所からも強い信頼を得ています。法教育委員

会のいじめ予防授業は全国から注目されています。子どもの権利に関する委員会は子どものLINE相談などユニークな活動をしています。支部は多摩の多くの自治体等（18市、8社協）と信頼関係を作り、自治体・社協の法律相談に多数の弁護士を派遣しています。この大変な業務を法律相談委員会が担当しています。

最近若手会員が多摩地域でも増加し委員会活動を生き生きと行っています。

多摩支部の会計は最終的には全て本会が決めています。10万円を超える支出については、本会の事前の承認が必要です。また収入も支出も三会本会が協議して取得・支出割合を協議するという複雑な仕組みです。

2 緊急事態宣言と多摩支部

(1) 昨年4月7日、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が発令されました。前日の本会三会の災害対策の会議で4月8日より多摩支部事務局員全員の出勤停止及び多摩支部会館の閉鎖が決定されました。支部役員会には事前の相談なく支部は大混乱し支部の業務は相当部分が停止しました。ただし刑事弁護の国選・当番等の配点業務は、担当職員が東弁本会に出勤して継続しました。

また立川、町田の法律相談センターも4月8日より業務を休止しました（八王子法律相談センターは移転のため休止中でした）。支部で実施している各種専門相談も4月8日から業務を休止しました。自治体・社協の法律相談も4月8日から

休止しました。しかし支部が各自治体等に通知して同意を取り付けることはできませんでした。

- (2) やむなく4月8日より支部役員が担当する電話による自治体緊急法律相談を実施しました。後に担当を90名に拡充し、6月30日まで実施し合計350件の相談がありました。様々な法律相談が停止している中、多くの市民がこの相談を利用しました。子どもの権利に関する委員会は、子どもの悩み事相談が休止したので4月22日より5月31日まで緊急子どもLINE相談を実施しました。また各委員会や弁護士有志が、各種専門相談の代替手段としての緊急法律相談を立ち上げて法律相談を実施しました。
- (3) 立川、町田の法律相談センターの法律相談は6月3日から電話による無料法律相談の方法により業務を再開しました（八王子センターは、八王子会館売却により縮小移転し、ようやく10月26日再開しました）。多摩支部事務局は6月8日に業務を再開しました。各種専門相談は6月15日より順次再開されました。
- (4) 会館閉鎖、事務局出勤停止、電話・FAXの不通等で自治体等に大きく迷惑をかけました。委員会活動も非常に制約されました。当初は役員すらも事務局と十分に連絡が取れず、会館にも自由に出入りができませんでした。一番最初の会議はメーリングリストを使いました。皆大変困っていましたが、Zoomを利用して委員会を開催したり、自主的な相談を立ち上げたり創意工夫をこらしました。
- (5) 支部再開後も部屋の人数・時間制限もありほぼ正常化したのは7月ごろです。

3 多摩支部の今後の課題

(1) 本庁化・本会化の問題

裁判所立川支部は全国でも有数の事件数です。しかし行政事件、簡裁の控訴事件が扱えません。司法行政上の決定も本庁が行うので地域の実情に合った判断が独自にできません。IT化も極めて遅れています。支部の本庁化が求められます。

弁護士会多摩支部も前記の通り会計が本会から独立していないという問題があります。事務局も三会本会がそれぞれ雇用しています。支部の重大事項の決定権は本会にあり、またそれぞれ三会の決定が必要です。八王子会館の売却問題では、高く売却しようという本会と地域の拠点とするため地域の弁護士で作る会社に売却しようという支部とで対立しました。しかし支部の意見は通りませんでした。八王子法律相談センター移転が遅れたことも、本庁化・本会化の進展が遅れていることも、本会の足並みの不揃いも背景にありました。

多摩地域の弁護士がさらに地域住民・自治体の要請に十分に応え、また地域の弁護士の要請にも十分に応えるためには多摩支部が東京三弁護士会の3つの支部の連合体ではなく、単一の「多摩弁護士会」になる必要があります。

(2) 全員加入の問題

前記の通り、多摩に事務所を持つ弁護士の全員が多摩支部に加入しているのではありません。広い地域でさほど弁護士が多くない状況で、支部が地域住民・自治体の法的要請に十分応えるために全員加入が求められます。

OKINAWA

第30回 「警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法住民訴訟」について

会員 船尾 遼 (64 期)

1 本来は基地軍縮の流れの中の 北部訓練場返還

1995年、沖縄県で小学生が米兵に暴行されるという非道な事件が起き、沖縄県民の怒りの声が満ち溢れた。沖縄県民の怒りは我慢の限界を超え、10万人を超える県民が集まる集会が開かれ、日米両政府はこの怒りの声を黙殺できなくなり、米軍基地縮小へと向けた検討を開始し、翌96年にSACO合意が取りまとめられた。

このSACO合意は外見上は沖縄県の米軍基地縮小をうたっているものの、全く逆の内容を持つひどいものだった。辺野古新基地建設もこれに基づいているが、沖縄県の北部に広がる米軍基地、北部訓練場の一部返還もこのSACO合意によって定められたものである。SACO合意では、北部訓練場7513ヘクタールのうち、3987ヘクタールを返還するかわりに、残余部分にヘリパッドを建設するという合意がなされている。

沖縄県の県北の広大な敷地を占める北部訓練場の半分が返還されること自体は歓迎すべきことであるが、米軍海兵隊によって公開された資料には、使い勝手の悪い北部訓練場の北半分を返還し、東村高江の集落を囲むようにヘリパッドを建設することに狙いがあることが赤裸々に記載されている。

米軍基地返還にかこつけた、沖縄県民への負担を強いるきわめて不当な合意だったのである。

2 住民の非暴力による抵抗

沖縄県では、戦後、米軍に銃剣とブルドーザーによって無理やり土地を接収され追い出され、その跡地を基地にされるなどの信じがたいような人権侵害が行われてきた。これに沖縄県民が抵抗し、基地返還のための唯一の手段は座り込み、交渉などによる非

暴力の抵抗であった。

高江の村落は人口140名あまりの本当に小さな田舎村である。那覇等県南の沖縄県民に高江といっても場所がちょっとわからないという者も多い。高江の村落はやんばるの森と言われるジャングルの中にある。やんばるの森は別名ブロッコリーの森といわれ、ヤンバルクイナやノグチゲラなどの貴重な生物が生息する沖縄の緑の水がめである。住民たちもパイナップル農家などが多く、牧歌的な生活を送っていた。

高江の住民たちが、村を囲むようにヘリパッドが建設され昼夜を問わず離発着訓練が行われるおそれがあり、しかも離発着予定の機体はオスプレイであるとの情報を聞き、これに抵抗しようと立ち上がったことは当然のことである。

しかしながら、高江では沖縄県でも類を見ないほどの穏やかな抵抗が行われた。

工事車両が来れば交渉して帰ってもらう、沖縄防衛局に申し入れをして、離発着する機体の種類だけでも教えてほしいとだけ交渉する、言葉による暴力も決して行わない、座り込みの間も村民たちで食事をしたり子どもたちとフラダンス教室を開くなどきわめて牧歌的な抵抗が行われていたのである。訪れる旅人たちにはこの座り込み運動のファンも多い。

3 国による嫌がらせ訴訟

しかし、このような運動さえも国は許さず、座り込みテントに遊びに来ていた9歳の女の子さえ債務者として国は妨害排除の仮処分を申し立てた。これは最終的には一部テントなどの撤去を認めない結果となったが、住民たちを委縮させるには十分な成果を上げた。それでもなお、住民たちは非暴力による抵抗を継続していた。

4 突然の暴挙、全国の機動隊による 違法行為と工事の強行

2016年7月11日未明、参議院選挙で時の政権の島尻沖縄担当相が10万票差で落選した翌日に突如全国から機動隊が集められ、ヘリパッド工事が強行されようとしていた。あまりに露骨な工事の強行は住民たちにとっても寝耳に水であったが、全国から集められた機動隊員は1000名ともいわれ、140名の住民らでは抵抗は難しかった。この情報を受けて、沖縄県や全国から支援者が駆け付け、座り込みなどの抵抗を行った。

機動隊は、違法な車両検問、ビデオ撮影（那覇地裁平成29年10月19日判決で確定）や根拠があいまいな有形力の行使、根拠のない車両・テントの撤去、マスコミ記者の拘束などを行った。機動隊による土人発言も当時大きく報道された。

抵抗むなしく2016年末、ヘリパッドは完成してしまい、住民らは危惧していた昼夜を問わないオスプレイの騒音被害に悩まされることになった。また、2017年10月11日、米軍ヘリCH53Eが高江の村落内の牧草地に墜落炎上するなどの被害も受けている。

5 違法行為に公金を支出することは 許されるか（住民訴訟の提起）

このような状況を受けて、東京都民の税金が高江で違法行為を行った機動隊員に対する特殊勤務手当として支払われることはおかしいのではないかという運動が都内で広がった。100名以上の市民有志が住民監査請求を行い、2016年7月19日から同年12月20日まで、沖縄県国頭郡東村高江へ機動隊約140名の派遣に伴う公金の支出は違法であるとして、当時の警視総監らに対して、支出分の損害賠償請求を

せよとの住民訴訟を提訴したのである。当職はかかる弁護団の一員である。

第一審では、①派遣の必要性があったのか、②機動隊の行った具体的な行為自体の違法性（引っこ抜き・不当逮捕・特に車とテントの撤去）、③ヘリパッド完成によって住民が被る具体的な不利益や高江地域に与える重大な影響等が主要な争点となった。

東京都は、機動隊の違法行為が機動隊の派遣決定自体に影響を与えないとして職務行為の違法性についてさえともに認否を行わなかった。

裁判所は沖縄県警警備部長、警備課長等の敵性証人の申請を認め、また、原告側が申請した証人のほとんどを採用した。そして、判決では、車とテントの撤去について、「警察官の職務行為が適正に行われていたと言い難く、車両及びテントの…撤去行為については看過しがたい疑問が残るものといわざるを得ない」として事実上違法を認定したが、「沖縄県公安委員会及びその管理下にある沖縄県警察において適正な警察活動を期待できないことが明白である」というような例外的な事情の存在が証明されたということとはできない」として原告らを敗訴とした。

6 控訴審の動向

控訴審では、東京都側で機動隊派遣を決定した警備部長の尋問を求め、「適正な警察活動を期待できないことが明白である」というような例外的な事情」を立証しようとしているが、先日これが採用された。警察による違法行為が野放しになされないように、沖縄県外での違法な警察活動の抑止のためにも、そして、本土の負担を一身に負う沖縄県民と都民が連帯するためにも、真相究明のための裁判は今後も続いていく。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第94回 最一小判令和2年10月15日

(日本郵便(時給制契約社員ら)事件(東京事件)／労判1229号58頁)

(日本郵便(非正規格差)事件(大阪事件)／労判1229号67頁)

(日本郵便(佐賀中央郵便局)事件(佐賀事件)／労判1229号5頁)

無期契約労働者と有期契約労働者との間の諸手当及び休暇にかかる労働条件の相違を不合理な相違であると認めた事例

労働法制特別委員会委員 布施 拓也 (71 期)



第1 事案の概要

- 1 Y社は、郵便局を設置して郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務等を営む株式会社である。
- 2 Y社に雇用される従業員には、無期労働契約を締結する正社員と有期労働契約を締結する期間雇用社員が存在し、それぞれに適用される就業規則及び給与規程は異なる。
- 3 Y社における正社員は、平成26年3月31日以前の人事制度において、企画職群、一般職群（以下「旧一般職」という）及び技能職群に区分されていた。また、平成26年4月1日以後の人事制度において、Y社正社員は、管理職、総合職、地域基幹職及び一般職（以下「新一般職」という）の各コースに区分されていた。各人事制度において郵便局における郵便の業務を担当するのは、旧一般職、地域基幹職及び新一般職である。
- 4 本3事件におけるXらは、それぞれ、Y社との間で有期労働契約を締結する時給制社員又は月給制社員（以下まとめて「本件契約社員」という）であり、Y社において郵便内務事務又は郵便外務事務に従事していた。
- 5 本3事件は、本件契約社員であるXらが、郵便の業務を担当する正社員とXらとの間で、諸手当及び休暇等に相違があったことは労働契約法20条（平成30年法律第71号による改正前のもの。以下同じ）に違反するものと主張して、Y社に対し、不法行為に基づき、上記相違に係る損害賠償等を請求した事案である。
- 6 本3事件（原審）において相違が主張された諸手当及び休暇等は、以下①～⑫である。

①外務業務手当、②年末年始勤務手当、③早出勤務等手当、④祝日給、⑤夏期冬期休暇、⑥夏期年末手当、⑦住居手当、⑧病欠休暇、⑨夜間特別

勤務手当、⑩郵便内務・外務業務精通手当（作業能率評価手当）、⑪扶養手当、⑫基本賃金・通勤費。

原審では、このうち①、③、⑥、⑨、⑩、⑫について相違の不合理性を否定し、⑦について相違の不合理性を肯定した（上告不受理又は上告棄却により確定）。

第2 本判決の判断

最高裁は、②、④、⑤、⑧、⑪について、以下の理由により、本件契約社員に対する諸手当の不支給又は休暇不付与につき正社員との労働条件の相違の不合理性を肯定した。

1 判断の枠組み（佐賀、東京）

両者の賃金の総額を比較することのみによるのではなく、当該賃金項目の趣旨を個別に考慮すべきものと解するのが相当である（最二小判平成30・6・1民集72巻2号202頁〔長澤運輸事件〕）ところ、「賃金以外の労働条件の相違についても、同様に、個々の労働条件の趣旨を個別に考慮すべきものと解するのが相当」である。

2 ② 年末年始勤務手当（東京、大阪）

年末年始勤務手当は、年末年始期間において「業務に従事したこと」に対する「対価としての性質」を有する。この手当を支給する趣旨は、郵便の業務を担当する本件契約社員にも妥当する。

3 ④ 年始期間の勤務に対する祝日給（大阪）

年始期間の勤務に対する祝日給は、（正社員に対し）特別休暇が与えられているにもかかわらず最繁忙期であるために年始期間に勤務したことについて、その代償として、通常の勤務に対する賃金に所定の割増しを

したものである。

正社員と本件契約社員との間の当該労働条件の相違は、「特別休暇に係る労働条件の相違を反映したものと考えられる」。

しかし、本件契約社員は、「繁忙期に限定された短期間の勤務ではなく、業務の繁閑に関わらない勤務が見込まれている。そうすると、最繁忙期における労働力の確保の観点から、本件契約社員に対して上記特別休暇を付与しないこと自体には理由があるということではできるものの、年始期間における勤務の代償として祝日給を支給する趣旨は、本件契約社員にも妥当する」。

4 ⑤ 夏期冬期休暇（東京、大阪、佐賀）

夏期冬期休暇の付与は、「心身の回復を図るという目的」による。当該休暇の取得の可否は、「正社員の勤務期間の長さに応じて定まるもの」ではない。そして、本件契約社員は、「繁忙期に限定された短期間の勤務ではなく、業務の繁閑に関わらない勤務が見込まれている」。そうすると、夏期冬期休暇を与える趣旨は、本件契約社員にも妥当する。

5 ⑧（有給でない）病気休暇（東京）

有給の病気休暇の付与は、正社員の「生活保障を図り、私傷病の療養に専念させることを通じて継続的な雇用を確保するという目的」による。もっとも、本件契約社員についても、「相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば、私傷病による有給の病気休暇を与えることとした趣旨は妥当する」。そうすると、「私傷病による病気休暇の日数につき相違を設けることはともかく、これを有給とするか無給とするかにつき労働条件の相違があることは、不合理である」。

6 ⑪ 扶養手当（大阪）

扶養手当の支給は、「生活保障や福利厚生を図り、

扶養親族のある者の生活設計等を容易にさせることを通じて、継続的な雇用を確保する目的」による。もっとも、本件契約社員においても、「相応に継続的な勤務が見込まれる」のであれば、扶養手当支給の趣旨は妥当する。

第3 本判決の検討

本判決は、長澤運輸事件判決（前掲）を引用し、賃金以外の労働条件の相違についても、賃金の総額を比較するだけでなく、個々の労働条件の趣旨を個別に考慮すべきとして、諸手当及び休暇に係る相違の不合理性を判断した。この不合理性判断について比較対象となった従業員は、Xらが主張（選択）した郵便の業務に従事する正社員であった。なお、原告が選定した労働者を比較対象者として不合理性を判断した参考判例として、学校法人大阪医科薬科大学（旧大阪医科大学）事件（最三小判令和2・10・13労判1229号77頁）、メトロコマース事件（最三小判令和2・10・13労判1229号90頁）がある。

本判決の特徴の一つは、⑧⑪の趣旨につき継続的な雇用の確保が目的であることを認定しつつ、有期労働契約社員についても「相応に継続的な勤務が見込まれる」のであればその趣旨が妥当すると判示した点が挙げられる。

本判決にいう「相応に継続的な勤務」は、具体的にどの程度の期間の勤務をいうのか明確でない。この点、大阪事件原審では、⑧につき勤務期間が5年を超える本件契約社員と正社員との相違を不合理と認めており、その判断が上告不受理により確定している。

そのほか、参考判例として、家族手当（扶養手当）につき相違の不合理性を否定した長澤運輸事件（前掲）、私傷病による欠勤中の賃金（有給傷病休暇）不支給につき相違の不合理性を否定した学校法人大阪医科薬科大学（旧大阪医科大学）事件（前掲）等がある。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

38期(1984/昭和59年)

思い出だけ思い出じゃない、 実務修習

会員 江川 清 (38期)



実務修習地は宇都宮である。餃子が好きだからではなく、弟がそこに住んでいたからである。実務修習1年4ヶ月は、順に、検察、弁護、民事裁判、刑事裁判の各4ヶ月で、修習生は、皆、ウマが合い、時空を共有できた愉快的仲間、8名である（因みに、38期の修習生は約450名）。

検察修習は、死体解剖の立会、新聞社・酒造工場の見学等いろいろあるも、就中、貴重な体験は、宇都宮競輪場の見学である。審判室でのスリット写真による着順判定には目が釘づけになる。審判室で、私は、ある職員から、「昔、この写真判定をめぐり、静岡自転車振興会が刑事告訴された事件があったが、告訴人が誰であるか」と訊かれるも、答えられなかった。後日、坂口安吾であることを知るや、競輪と彼の人柄・作品等に傾倒することになる。

競輪は、ラインの読みがレース展開の要で、ラインの読みは、選手の間関係のあり方（番手は先頭の選手を防御するべく後方の選手をブロックし、三番手はインを締めることに徹し自らは突き抜けぬことなどの不文律）を知ることに尽きるらしい。着順予想（問題解決）は、人間関係のあり方や人間の心理を知るに如くはない、らしい。社会における人間関係の「映し鏡」といえる競輪のレース見学企画にガッテン、である。単なる物見遊山ではないのである。

修習2年目の夏公開の「男はつらいよ」シリーズ第35作目の中で、寅さんが司法試験受験生の青年に説教垂れる場面がある。寅さんは、「リベラルアーツ」とかの小難しい横文字は使わずに、分かり易い言葉で、法曹を志す者には、須く、「豊かな教養と伸びやかな

精神が必要である」と。

事新しく、私は、その科白に触発された。「そうだ、馬、見に行こう!」。リベラルアーツの都合よい拡大解釈である。行き先は、「宇都宮動物園」、ではなく、馬のみの動物園である。

駆け出し弁護士の頃、早期解決が求められている交渉事件を依頼されたことがある。複雑な事案でないのに、書面、電話等での交渉では埒が明かず、相手方会社に出向いての直接交渉となった。応接室に招かれるや、壁に掲げられた可愛い馬の写真に目が点となり、うっとりとその馬を見入ること暫し。なんと、G1レースの優勝馬ではないか。馬で話しは弾み、本題は後回しになった。しかし、事件は、70秒弱とはいかないものの、30分程度でのスピード解決。流石、スプリンターズステークス（中山芝1200m）を制した馬主である。ウマく行ったのは、偶然の輸贏なりや。

弁護士になってからも、負馬投票券を買い続け、香港・マカオの事務所旅行のメインスポットも、「沙田」（競馬場）で決まり。今でも、宇都宮家・地裁の事件の帰りも、山中の蝸牛之庵からの帰途にも、夜の泉町に立ち寄り、ママならぬママに納税義務を履行すること忘れちゃいない。私の実務修習は、「思い出だけ思い出じゃない」、のである。割愛の弁護修習、裁判修習も然りである。

二回試験で、書き込みの六法全書を持ち込むこともなく、無事、法の卵が雛に孵れたのは、司法研修所はもとより、宇都宮家・地裁、検察庁及び弁護士会の皆様が一丸となって、いい塩梅に卵の殻を啄んで下さったお蔭である。感謝。

「伝える」ちから

会員 佐護 絵莉子



1 「1年生」としての2020年

72期の私は、最近弁護士「1年生」としての一年間を終えた。いわゆる外資系と呼ばれる事務所に入所し、気づけば、文字通り本当に気が付けば一年が経っている。

入所前は、外資系というと、華やかな格好をしてコーヒーを片手に（もしも英語がぺらぺらであったなら英語を話しつつ）仕事をするものだろうかと思われしてしまう不安もあったが、いざ入所すると大変優秀でありながら柔和な弁護士の先輩方、素敵なスタッフに囲まれ、穏やかかつ充実した日々を過ごしている。英語の読み書きの場面は多く、語学の壁にぶつかる日々である。外資系弁護士の業務は…と飒爽とお話ができれば良いのであるが、それ以前の問題に直面する一年であった。

日々痛感させられるのは、（語学の壁もちろんであるが）もっと根本的な、基礎的体力とでもいうべき「伝える」ちからの大切さである。

2 「伝える」ということ

どうやったら伝わるだろう。

この問いは毎日数回は反芻する問いである。法的な分析を依頼者に伝わるように引き直した表現にすると。論点が多くあるとき。法的な帰結と一般的な感覚の帰結が離れているとき。自分の伝え方の拙さにまず直面する。

そもそも、相手に伝えるまでの間に、多くの過程があることにも気づかされる。依頼者の言わんとしていることは？それを踏まえて、どう思考を積み重ねるか？積み重ねた思考をどう言葉に紡ぐか？中途半端に頭でっかちな思考と言葉遣い、無意識に前提としてしまっている知識が邪魔をする。

仕事をしていると、事務所の先輩方の姿を拝見して学ぶことは非常に多い。これに加え、大学院時代、修習時代にお世話になった先輩方の声が頭の中で再生されることも多い。「小見出し上手は起案上手」、「積み重ねることで（論理の）飛躍をなくすこと」、「話し方でも伝わり方も変わる」。先輩方の声に背中を押してもらいながら、またPCの画面と睨めっこし、作業を進める。先輩方の「伝える」ことに対する熱意は確かに私の力となっている。

3 伝えることのリレー

伝えたい。伝わったら目の前の依頼者の助けになるかもしれない。依頼者から「よくわかりました」「助かりました」という言葉を聞けたとき、誰かのためになったのかもしれないと勇気づけられる。

一体、弁護士何年生の頃になるか想像がつかないが、いつか「伝え方」について、後輩の誰かに「伝える」日がくるのだろうかと思いつき、筆を進めながらふと考える。こうやって、「伝える」ことは、依頼者の誰かに、そして後輩弁護士の誰かに繋がっていくのだとも感じる。

これまで言葉を贈ってくださった先輩方に対して、感謝の念に堪えない。

ある先輩弁護士が、依頼者と社会を繋いでいるという事実が弁護士としての矜持を支えると言及していた。自分はまだ「伝える」ことすらままならぬが、誰かのためになることを積み重ね、弁護士としての矜持を見つけないと切に願う。

とはいえ、弁護士として身につけなければならないことは、それこそ山ほどあるのに、「伝える」ことにこの文字数を使い切った。その未熟さを痛感しつつ、元氣よく明日も2年生を駆け抜けようと気を引き締めた。

『図説 判決原本の遺産』

What the Civil Judgement Files Tell Us

林屋礼二、石井紫郎、青山善充 編 信山社 1760 円 (税込)

弁護士のお宝本！ tips for a lawyer's talk

会員 光前 幸一 (29 期)



弁護士の雑談力が話題となる昨今です。「雑談力で弁護士が?!」と湯島世代の弁護士は思うわけですが、この本は、真面目に勉強し続けている弁護士だけでなく、かつては勉強したことがある弁護士でも、おのがものとした法知識の引き出しを増やし、弁護士としての素養までが身につくと思えるような本です。

永久保存とされてきた民事判決原本を、最高裁が50年経過後はすべて廃棄するシステムに変更しようとした1992(平成4)年、司法史、文明史を抹殺する蛮行であるとして、国立大学の民法、民訴、法制史の先生方がその保存運動に憤然と立ち上がりました。その結果、今では、50年経過した民事判決の原本は国立公文書館に移管して保管されるようになり、一部はデータベース化もされ、私たちはその恩恵に浴しているわけです。

本書は、このアクティブな先生方の額に汗した奮闘の記録であるとともに、保存された明治、大正、昭和の貴重な判決原本の実物の数々が逸話とともにカラー写真で紹介され、判決様式の時代的変遷や、差添人から代書人、代言人から代理人へと更新されていった弁護士の肩書の意味もつぶさに味わうことができる司法の安価な稀覯本です。

本書中に出てくる「信玄公旗掛松事件」、「大阪アルカリ事件」、「徳島小学校遊動円棒事件」といったタイトルは、私たちを初心に連れ戻す特別な響きをもつものですが、意外にその知識はあやふやではないでしょうか? そんなとき、判決原本の文字や文体や解説や写真にひたると、紛争の時代的な背景や地域の慣習が

ビジュアルに理解され、「こんな円棒が国家賠償の解釈に変更を・・・」、「この五葉松(?)の太木が権利濫用の生みの親・・・」といった感懐とともに、事件や法解釈への一途な感興が沸き起こり、もっと早く知りたかったと悔やむような背景事実に行き当たります。また、玉乃世履さんや児島惟謙さんといった著名な大審院長が権大判事、少判事などとして関与された判決の原本や、三池鉦山払い下げ事件(高価な払い下げ後の自然災害で鉦山の価値が滅失したことを理由とする代金減額請求事件―危険負担制度に影響を与えたとされる)で江木衷、岸本辰雄、菊池武夫、高橋捨六、原嘉道といった錚々たる弁護士が代理人として対峙された判決の毛筆原本等を見ると、司法へのロマンさえ感じます。そんなこんな往時の著名な紛争のトリビアを何気なく話せる先輩が数多くいれば、右肩下がりの法曹人気も回復するのではと思わないでもありません。

判決原本以外の民事裁判資料であっても、歴史資料などとして価値の高いものは、永久保存する取り扱いとなっています。しかし、裁判所は保管の煩瑣から、そのほとんどを例外なく廃棄し、特別保存されているのは東京地裁では11件にすぎないことが、一昨年、報道されました。そのため、各弁護士会は重要な民事裁判記録の特別保存の推進に動き出しています(先月号のLIBRAも取り上げている)。本書は、民事裁判記録というものが、庶民の側から見た歴史の見直しの一端をなしていることへの気づきも与えてくれ、自分たちの仕事の価値を再認識させるものでもあり、老若を問わず、お薦めしたい一冊です。



aiko—私のホーム

会員 上村 昌平 (73 期)

1 音楽は人生を彩る。嬉しいときは気分を高揚させ、悲しいときは傷を癒やす。学校が苦手でも、笑うのが苦手でも、明日はいいことがあるようにと願いながら音楽を聴く。音楽は心に安らぎをくれるホームのような存在だ。私にとってのホームはaikoの音楽だ。

2 試験勉強をしているとき、aikoの音楽はいつもそばにあった。

夜、勉強を終えて駅から家に歩いて帰るときには、必ず『星物語』という曲を聴いていた。

試験会場に乗り込むときイヤホンから流れてきたのは『戻れない明日』という曲だった。司法試験受験生を主人公にしたドラマの主題歌だ。

3 私がaikoのことを知ったのは1999年の暮れだった。『カブトムシ』のメロディが耳に残り、アルバムを入手して聴くようになった。耳慣れないコード進行。4分の1音ずれていると錯覚する奇妙な音程。位相空間論という孤立点のように、似ているものなど存在しない独特の存在感。たちまち夢中になった。

2000年5月15日、私は初めてaikoのライブに足を運んだ。

ステージをパワー全開で走り回る歌姫。しかし歌声は全く乱れない。パフォーマンスはCD以上。これほど躍動感にあふれたライブは初めてだ。私の心に火がついた。

4 aikoライブの魅力のひとつは、aikoとファンとの密な交流にある。aikoもいつものファンに囲まれていることを求める。フェスには出ないし、テレビ番組に出演するときは借りてきた猫のようにおとなしい。しかし、単独ライブの会場では、水を得た魚のように躍動する。そこがaikoのホームなのである。

aikoとファンとは一対一だ。ライブに参戦すると、まるでaikoと個々のファンとが、aikoを中心に放射状の糸でつながっているように感じる。

5 2020年2月、世界的な感染症流行の波が日本にも押し寄せてきた。3月8日に予定されていたaikoの最終公演も延期となってしまった。私は唯一の楽しみを失った。だが、「中止」でなく「延期」としてくれたことは、私に心の抛り所を与えた。

そして、aikoは、オンラインライブの無料配信というサプライズをプレゼントしてくれた。

2020年3月8日、最終公演が開かれるはずだったライブハウスから、オンラインライブが配信された。

最後に歌ったのは『さよなランド』という曲だった。ピアノ基調の伴奏が始まる。暗がりの中で祈るように歌うaiko。透明感のある声が響き渡る。やがてドラムが加わり、カメラが引いていく。その日私たちが居るはずだったフロアが映される。そこには、息をのむ光景が広がっていた。

床に整然と並べられた無数のスポットライトが淡い光を放っていたのだ。その一つ一つは私たち一人一人のファンを象ったものだった。aikoは、いつも見守っているファンが誰一人居ない会場で最高のパフォーマンスを見せてくれた。そして、最後の最後に、ファンの一人一人とつながっているということをこれ以上ない形で示してくれた。

私はこの日のライブを生涯忘れることはないだろう。

6 感染症の流行により人々の生活は変容した。ライブハウスでの公演は濃厚接触の最たるものだ。しかし、私は再びライブが開催される日がくることを信じて、最終公演のチケットを払い戻さずにいる。

私の帰ってくるべきホームはそこにあるから。

東京出入国在留管理局における弁護士面会停止の撤回と、 被収容者の解放を求める会長声明

2021年3月10日、東京出入国在留管理局（以下、「東京入管」という。）から関東弁護士会連合会に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に、東京入管における被収容者と弁護士との面会について制限する旨の連絡がなされた。具体的には、弁護士との面会を「訴訟案件に係る緊急の要件がある場合に限定する」とした上で、弁護士が東京入管7階の面会室において、別の収容区域内にいる被収容者との間で電話をすることによって「電話による面会」を実施するというものであった。

身体を拘束されている者は、弁護士と常に面会し、法的助言を受ける権利を有する。2015年12月に国連総会において満場一致で採択された国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）第61条第1項は、「被拘禁者は、適用される国内法に従い、あらゆる法律問題について遅滞や妨害又は検閲なしに、秘密を完全に保たれた状態で、自ら選んだ法的助言者あるいは法律扶助提供者による訪問を受け、連絡を取り、相談するための十分な機会、時間及び便益を提供されるものとする」と定めている。国内法においても、被収容者処遇規則第33条第1項は、被収容者に対して弁護士から面会の申出があったときはこれを許可するものとし、例外を認めていない。

今回の措置は、弁護士の面会目的を限定する点はもちろん、弁護士を東京入管まで赴かせた上に「電話による面会」という、面会とは異質のあくまでも電話でしかない連絡手段のみを許し、弁護士との面会を全面的に停止する点で明らかに違法であるため、断固として撤回を求める。被収容者は、弁護士との

面会ができないことにより十分な法的サポートを受けることができなくなるばかりでなく、家族や友人との面会が禁止される中で、収容施設の外とのつながりが一切絶たれることになり、その精神的な打撃は「電話による面会」では到底補うことはできない。

そもそも当会においては、入管施設内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年5月28日付け及び同年8月18日付けの会長声明により、全件収容主義の是正と、仮放免の一層の促進を求めてきた。それにもかかわらず、東京入管においては先月の時点で約130名を超える者を漫然と収容し続けた結果、被収容者全体の約4割、男性被収容者については約5割の被収容者が新型コロナウイルスに感染するという深刻な集団感染が発生してしまった。今回の措置は、東京入管における新型コロナウイルス対策の不備による不利益を、未だ入管施設内に残された被収容者と弁護士に転嫁しようというものであり、断じて許されない。

東京入管が弁護士面会の全面停止という違法な措置に踏み切ったことは、新型コロナウイルス対策においても入管収容が既に破綻しており、収容の適法性を維持できないことを示している。東京入管においては、直ちに弁護士面会の制限措置を撤回するとともに、新型コロナウイルス感染の危険と違法な収容状態を回避するべく、入管施設内に残された被収容者を速やかに解放するよう求める。

2021(令和3)年3月23日
東京弁護士会会長 富田 秀実

名古屋入管収容場における女性死亡事件の厳正な調査を求めるとともに、 広範な裁量による入管行政に、法の支配を及ぼすことを求める会長声明

第1 本年3月6日、名古屋出入国在留管理局収容場で、収容中の30代のスリランカ国籍の女性が死亡する事件（以下「本件」という。）が起きた。報道によれば、昨年8月より収容され、収容時より体重は20キロも痩せ、ストレスから吐血や嘔吐があり食事を摂取できず、本人や支援者が外部の病院での点滴などの治療を求めているものの入管に拒否されていたという。本件については入管内部の調査ではなく、第三者機関による、証拠（監視カメラの映像、診療記録、動静日誌等）の保全も含めた厳正な調査を行うべきである。

第2 入管が被収容者に対して適時に適切な医療を提供しない事件や施設内で被収容者が死亡する事件は繰り返し発生しており、当会は2019年4月18日付声明*1などで繰り返し改善を求めてきた。

入管が被収容者に対して適時に適切な医療を提供することは、現行の法令においても十分可能である。すなわち、入国者収容所長及び地方出入国在留管理局長（以下「所長等」という。）は、被収容者が病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならないと定めている（被収容者処遇規則第30条第1項）。しかし実際は、被収容者が体調不良を訴えたときにどのよう

な処置をするかは「適当な措置」という抽象的な文言で所長等の広範な裁量に委ねられているため、被収容者に対して適時に適切な医療を提供しない事件や施設内で被収容者が死亡する事件が繰り返されている。

また、本件では、被収容者は昨年8月から収容されていたとされ、半年以上収容されていたようである。もし入管が職権判断（入管法第54条第2項）することも含めて早期に仮放免を許可して身体解放していたならば、ストレスによる症状が改善し、あるいは自ら適切な医療を受けることができたとも考えられる。しかし、この仮放免制度も、許可・不許可は入管の広範な裁量に委ねられており、法律に記されていない入管内部の方針でその時々で厳格化されたり、緩和されたりと恣意的に運用されている。

第3 翻って、在留資格のない外国籍者を収容するか否か、一旦収容した者の収容期間（収容を継続するか否か・仮放免を許可するか否か）、医師の診療・治療を受診させるか、内部診療か外部の専門病院の受診かなどは、全て入管の広範な裁量に委ねられており、入管法は、この広範な裁量を規制することなく、ほぼ野放しにしている。

近時、入管法改正法案が国会に提出されたが、当会が本年

3月8日付声明*2で反対したとおり、改正法案は、入管の広範な裁量を規制するどころか、入管当局の権限強化を徹底的に図るだけの内容である。改正法案が規定する監理措置制度によっても、全件収容主義が維持されており、監理措置に付するか否かも入管の裁量に委ねられ、個々の判断の透明性・公正は確保されず、対象者に逃亡の危険がない場合など本来なされるべきでない収容を防ぐことはできない*3。

改正法案には、所長等に被収容者に対する強制的な治療の実施を認めるような規定もあり（改正法案第55条の42）、政府は、これまでよりも被収容者に対する治療をより積極的にこなえと説明するかもしれない。しかし、現行の法令も、少なくとも本人が治療を拒否するような事情が無い限り、適時に適切な医療を提供することは何ら妨げられていないのであり、それにも関わらず、本件の発生は止められなかったのである。改正法案第55条の42をもってしても、「負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき」（同条第1項第1号）の判断が入管に委ねられ、何が「必要な」医療上の措置（同条第1項柱書）かの判断も入管又は入管が委嘱する医師などに委ねられるのでは、本件のような事件が再び起きることを防ぐことはできない。

第4 これまでも人命が失われる悲痛な事件が繰り返されてきたが、それにもかかわらず一向に事態が改善しない理由は、入管法が入管の「裁量による支配」を基本としているからである。

入管の「裁量による支配」を前提とする管理措置制度によつては、本件と同様の死亡事件が起きることを防ぐことは決してできない。

いま必要なのは、入管行政の広範な裁量による支配に対し、法律上、収容の開始及び継続（仮放免の可否を含む）に対する司法審査の必置、医療も含む個々の被収容者の処遇なども調査できるよう入国者収容所等視察委員会の権限を拡大することなどを明記し、入管の裁量を規制して真に法の支配を及ぼすことである。

これ以上、入管収容制度の過ちにより人を死に至らしめてはならない。

*1：入管収容施設で繰り返される被収容者の生命・健康の軽視や死亡事件に抗議し、適時適切な医療の提供及び仮放免の適切な運用を求める会長声明

<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-531.html>

*2：入管法改正案（政府案）に反対する会長声明

<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-602.html>

*3：入管法に「監理措置制度」を導入することに反対する会長声明

<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-597.html>

2021（令和3）年3月24日

東京弁護士会会長 富田 秀実

核兵器禁止条約の発効にあたり、改めて核兵器の廃絶を求める会長声明

1 2017（平成29）年7月7日に国連会議で採択された「核兵器の禁止に関する条約」（以下「核兵器禁止条約」という。）は、2020（令和2）年10月24日、発効に必要な50番目の国としてホンジュラス共和国が批准し、90日経過後の本年1月22日に、ついに発効した。

2 核兵器の使用は、その強大な熱線・放射線と衝撃波によって、一定範囲の人間を兵士と民間人・老若男女の区別なく殺傷し、また、生存者には放射線による影響を長期間及ぼし続け、さらに大量の放射性物質を放出することで地球環境をも汚染し、人類の生存そのものを脅かす究極の非人道的行為であることは言うまでもない。その実験も、このような非人道的兵器を開発する行為であり、放射性物質の環境放出を避けられず、甚大な被害を生じさせる恐れもある。

「核兵器禁止条約」は、このように非人道的にしか用いることができない核兵器その他の核爆発発生装置について、その使用または威嚇のみならず、開発、実験、生産、製造、取得、保有又は貯蔵、核兵器又はその管理の直接的・間接的な移譲、さらには同条約が禁止する活動に対する援助、奨励又は勧誘、あるいは同条約が禁止する活動に対する援助の求め又は受入れ、そして自国の領域又は管轄下にある場所への核兵器の配備、設置又は展開の容認等を広く禁止して違法化している（同条約第1条(a)号～(g)号）。

3 しかしながら、核保有国はこの条約に署名しておらず、今後も同条約に加盟する見込みも乏しいとされている。

わが国も、この条約の目指す核兵器廃絶という目標を共有するとしつつも、既存の核保有国の核抑止力による均衡の保持を支持し、特に日米同盟の下で米国の抑止力を維持

することが重要であるとの認識から、この条約には加盟しない意向を示している。

4 わが国は、唯一の戦争被爆国であり、「核兵器の無い世界」に対する国民の希求は特に大きい。しかも日本国憲法は、前文において「全世界の国民が、ひとしく…平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（平和的生存権）と定めている。

衆議院では2009（平成21）年6月16日に、参議院では同月17日に、わが国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務があり、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきであるとする「核廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」がなされた。

日弁連は、2010（平成22）年10月8日に盛岡市で開催した第51回人権擁護大会において、「今こそ核兵器の廃絶を求める宣言」をしている。

当会も、2020（令和2）年8月6日の「被爆75年目の夏を迎えるにあたっての会長談話」において、唯一の戦争被爆国であるわが国がこの条約に加盟する必要性を強く指摘したうえで、核の傘に頼らない平和を外交的努力によって実現すべきであることを訴えている。

5 当会は、核兵器禁止条約の発効にあたり、改めてわが国が核兵器禁止条約に加盟する必要性を指摘するとともに、核兵器の無い平和な世界を実現するため、世界の市民とともに努力することを誓うものである。

2021年3月24日

東京弁護士会会長 富田 秀実

東京都内のすべての区市町村に犯罪被害者条例を制定することを求める会長声明

東京都では、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、世界に開かれた国際都市として誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、東京都犯罪被害者等支援条例が制定され、令和2年4月1日に施行された。

同条例施行後、被害後の弁護士による法律相談費用の助成、死亡遺族又は重傷病被害者に対する見舞金の支給、転居費用支援に加え、令和3年4月1日からは、被害者等支援専門員（コーディネーター）による支援や被害者参加制度における弁護士費用の支援などが進められている。一部施策には、利用要件の定めや、対象範囲が限定されているなど課題はあるものの、着実に被害者支援の取り組みが進められている。

一方、東京都下の23区及び39市町村において、犯罪被害者支援条例を定めているのは、中野区、杉並区、日野市、国分寺市、多摩市の5つにすぎない。

犯罪被害者は、何の準備もないまま突然被害に巻き込まれ、特に重大な被害に遭った被害者は、事件の翌日以降、従前と同じように生活が続けるのはまず不可能である。そのうえ、捜査協力のために何度も警察に足を運んで、時間と労力を使い、精神的にも経済的にも、有形無形の負担は計り知れない。さらに、被害者が亡くなった事件では、近親者の死を悼む暇もなく、複数の役所の複数の窓口それぞれ出向いて数々の行政手続をしなければならず、そのたびに、被害に遭ったことを繰り返し説明することを強いられている。

もとより、当会も、弁護士による犯罪被害者に対する支援活動に全力で取り組むものではあるが、区市町村こそが、市民が被害にあったときに、市民が頼る最も身近な組織である。被害にあったことが原因で、それまでの職につけなくなったり、居住地を変更せざるを得なくなったりした場合に、市民生活に寄り添う存在である区市町村は、住宅の確保、雇用支援、家事・育児・介護などの衣食住に関わる直接支援、保健医療の分野での支援など、被害者のためにできることが極めて多い。

しかしながら、現場の自治体職員が、熱心かつ自主的に被害者支援のための活動に取り組もうとしても、条例の法的根拠がないまま活動するには限界がある。

犯罪被害者等が、被害を回復し又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための施策の策定・実施は、国だけの責務ではない。地方公共団体も適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じて、それらを行う責務を有する（犯罪被害者等基本法第5条）。そして、ここにいう地方公共団体は、都道府県レベルに限られるものではない。

東京都の施策だけでなく、区市町村ごとに市民生活に密着したきめ細やかな施策が進められる必要がある。東京都に条例が制定されたから区市町村に条例が必要ないということにはならない。現に、被害者条例を制定した中野区においては、区が被害者支援を行うことの根拠が明確になり、被害者支援に特化した職員が被害者支援に精力的に取り組んでいることに加え、様々な企画が行われたり、区報にも被害者支援の特集が組まれたりすることで、直接支援に結びついただけでなく、区政及び区民、両面の啓発、犯罪被害者に対する理解が進んでいる。

ところが、現状のように、一部の区市町村にだけ条例が定められている状況では、多くの犯罪被害者が必要な支援を受けられていないにとどまらず、偶然、居住する場所が違うというだけの理由で必要な支援が受けられたり、受けられなかったりという不公平をも生んでいるのである。

そこで、当会は、東京都下のすべての区市町村において、犯罪被害者の平穏な生活を取り戻すための、市民目線のきめ細やかな犯罪被害者支援が行われ、市民の一層の理解促進を図るために、犯罪被害者支援に特化した条例を制定し、東京都の犯罪被害者支援の取り組みと両輪になって、犯罪被害者支援がより一層充実したものになるよう求める。

2021(令和3)年3月29日
東京弁護士会会長 富田 秀実